

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
773	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の都道 府県への移譲	事業者等の各都道府県内事 務所への容器包装リサイクル 法に基づく立入検査、報告徴 収等以下の権限を、必要とな る人員、財源とともに、国から 都道府県へ移譲すること。 (大臣・知事の並行権限とす る) 事業者等への立入検査、報 告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命 令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業 者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼 しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実 効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握でき ない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどを懸念 し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限 についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関す る法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能 となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすること で、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調 整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律第19条、第20 条、第39条、第40条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の広域 連合への移譲	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関する 法律に基づく報告・立入検 査・指導・助言および勧告・命 令に係る事務・権限の広域連 合への移譲を求める(事業所 が複数ある場合はそのすべ てが広域連合の区域内にあ る場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責 任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況 にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲すること により、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が 可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律第7条の5、第 7条の7、第19条、第20条、第 39条、第40条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	関西広域連 合

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
978	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく報告・立入 検査・勧告・命令に係る 事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関する 法律に基づく国の報告・立 入検査・勧告・命令に係る事 務・権限を都道府県へ移譲す る。 なお、各自治体、地域の状況 は様々であることから希望す る都道府県の手上げ方式と する。 権限の移譲を受けた都道府 県は、希望する市町村に一 般廃棄物処理関係の権限を 移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が 実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連 の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市 町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要 である。	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律第7条の5、第 19～20条、第39～40条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	鳥取県
774	使用済小型電子機器 等の再資源化の促進 に関する法律に基づく 権限の都道府県への 移譲	事業者等の各都道府県内事 務所への小型家電リサイクル 法に基づく立入検査、報告徴 収等以下の権限を、必要とな る人員、財源とともに、国から 都道府県へ移譲すること。 (大臣・知事の並行権限とす る) 事業者等への立入検査、報 告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業 者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼 しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実 効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握でき ない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念 し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限 についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関す る法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能 となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすること で、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調 整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	使用済小型電子機器等の 再資源化の促進に関する 法律第15条、第16条、第 17条	環境省、経済 産業省	兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
977	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査および指導・助言に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条から第17条	環境省、経済産業省	関西広域連合
981	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条～第17条	環境省、経済産業省	鳥取県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、公表、助言事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。 (大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
976	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第37条、第38条、第130条第3項、第131条第2項	経済産業省、 環境省	関西広域連合
980	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第24条、第26条、第37～38条、第90条、第130～131条	経済産業省、 環境省	鳥取県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
22	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への移譲	「新産業集積創出基盤構築支援事業」の委託先の選定事務等の権限及び財源の移譲	【制度改正の必要性】 次世代成長産業の育成・振興施策、地域産業の振興については、一定の集積地域が存在する地点を中核として実施する必要があることから、全国的な視点が必要であるとしても、地方が実施することが必要である。よって、産業クラスター集積促進の事業については、自由度を高めて都道府県に移譲すべきである。	新産業集積創出基盤構築支援事業委託要綱	経済産業省	愛知県
24	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への移譲	研究開発計画の認定業務(申請受付、認定、計画変更対応等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務(公募/採択、契約、事業管理、確定等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及 地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務等の権限移譲	【制度改正の必要性】 平成26年2月には、最新技術の動向を踏まえ、健康・医療・環境・エネルギーなど需要側産業の視点に立った「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に改正されたところであるが、地場産業振興、地域資源の活用など、地域振興の視点が欠けている。そこで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の目的に「地域振興」を加え、都道府県に権限を移譲して、地域のニーズに合った事業を実施すべきである。	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条、第5条 戦略的基盤技術高度化支援事業公募要領・交付金交付要綱	経済産業省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
471	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談 「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定	ものづくり中小企業への支援策については、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務等を移譲することで、地域の特長や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 第4条第3項、第5条第2項、同条第3項、第11条から第13条	経済産業省	神奈川県
886	革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項に規定する特定研究開発等計画等の認定等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 戦略的基盤技術高度化支援事業(サポーティング・インダストリー) 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援 地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金(ものづくり補助金) ものづくり・商業・サービス補助金	経済産業省組織規則第230条35、36号、第231条18号 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項、第5条第1、2項、12条 平成25年度補正 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(第1次公募要領)ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱 戦略的基盤技術高度化支援事業補助金要綱等	経済産業省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
25	新連携支援に関する 事務の都道府県への 移譲	地域における関係機関との 案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による事 業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事 務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ることであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条、第12条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金(新連携支援事業)要綱	経済産業省	愛知県
27	農商工連携に関する 事務の都道府県への 移譲	地域における関係機関との 案件発掘等に係る調整 農商工等連携促進法による 事業計画認定・承認に係る事 務 補助金の交付・確定に係る事 務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金 農商工等連携対策支援事業要綱	経済産業省、 農林水産省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
851	農工商等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	農工商連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	農工商連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることが要件となっているとともに、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。全国を見据えた視点についても、現地、連携体の現状を把握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家の意見照会等)が必要である。認定要件「新商品(新規性)」「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農工商連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等問題を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につなげることができる。(参考)認定数H26.2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県)愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件年度別 農工商等連携事業認定数H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件)農工商連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。県等が実施している農工商連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	経済産業省、農林水産省	愛媛県
982	農工商等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	農工商等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	経済産業省、農林水産省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
28	中小企業再生支援に関する事務等の都道府県への移譲	支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督業務の権限移譲	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>25年3月の中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、今後、地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援の重要性が高まるものと考えており、地方自治体に権限移譲することで、より一層実効性のある施策展開が図られるため。(ただし財源付与を条件とする)</p> <p>また、下記の理由等から25年6月の全国知事会でも地方自治体への移譲を求めている。「国の支援基準に沿って再生支援を行うことから地域ごとに異なる運用となる余地はほとんどないこと」、「知見の集約や情報共有は国でなくても十分可能であること」、「債権者として直接貸付や債務保証をしていることから債権放棄には利益相反を生じることにもなるが、債権放棄は適正な手続きがあれば地方自治体としても対応せざるを得ず、地方自治体が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないこと」</p>	産業競争力強化法第127条、第128条	経済産業省 (中小企業庁)	愛知県
768	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲	中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督、中小企業承継事業再生計画(第二会社方式)の認定について、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁(経済産業局)から各都道府県へ移譲すること。	<p>【現行】</p> <p>平成18年度から中小企業支援の業務については移譲が進められたところであるが、再生支援については中小企業再生支援協議会等(本県・神戸商工会議所)への国の関与が残った状況にある。</p> <p>【支障事例・制度改正の必要性】</p> <p>見直し方針を受けて同法に基づいて定められた指針において、再生支援の体制構築のために、①国は地方公共団体等との連携体制の構築に努め、②地方公共団体は認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言・支援等を行うとされているものの、プロダクトマネージャー等の人選において、金融機関出身者等直接利害関係のある人物が選ばれることもあり、相談者が安心して相談できる体制の構築の面での支障が懸念されるなど、県の方針と必ずしも一致しない。</p> <p>業種・企業形態も多種多様であるとともに地域性も強い中小企業の再生支援にきめ細かく対応していくためには、権限移譲を行い、都道府県が主体的に取り組む体制構築の必要がある。</p> <p>各都道府県が中小企業支援センター等を中心に整備した支援体制において、再生支援は不可欠であり、国の関与が残っていることは、プロダクトマネージャー等について地域ニーズに合っている人選ができていない等の課題もあり、少なくとも地域で中小企業支援を実施している都道府県の意見を反映させるべきと考えられる。</p> <p>【改正による効果】</p> <p>中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から見ると、再生支援業務のみ国の役割とするのは不合理であり、国施策と絡む支援内容については国と連携して、地域の中小企業の実態を把握している都道府県が実施すれば、国が直接実施するよりも、より効果的な支援が可能となると考えられる。</p> <p>兵庫県においては、(公財)ひょうご産業活性化センターを中核機関として県内の支援機関(19)と金融機関・大学等の連携団体(29)と「中小企業支援ネットひょうご」を構築しており、再生支援業務が県に移譲されれば、県内支援機関等との連携が密になることから、他の経営支援、雇用支援との一体的な運用や財源の有効活用が可能となり、ワンストップ総合支援体制が強化される。</p>	中小企業基本法第24条第4項、産業競争力強化法第127条	経済産業省 (中小企業庁)	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
496	産業財産権に関する 確認事務(中小企業に 対する特許料軽減申 請の受付と確認書受 付)の都道府県への権 限移譲	特許料又は審査請求料の軽減措置を受けようとする一定要件に該当する中小企業や公設試験研究機関(地方公共団体に設置される機関)からの事前相談の対応をはじめ、提出された軽減申請の内容(要件)について確認(不備がある場合の訂正等の対応を含む)、申請者への軽減対象者である旨の確認書の交付	当該事務は、「産業技術力の強化を図る」という趣旨のもと定められているが、産業技術力の強化は地域ごとに図るべきものであることから考えると、本県での特許料の納付猶予等の事務についても、地域の財力等に応じた事務を行った方が、事務の効率化が図られ、かつ、相談等に係る移動時間の短縮につながるものと考ええる。	産業競争力強化法第75条	経済産業省	神奈川県
29	地域商店街活性化に 関する事務の都道府 県への移譲	「地域商店街活性化に関する法律」の業務のうち、「地域コミュニティの担い手」として行う、「商店街活性化や支援に関する事務」の権限移譲	【制度改正の必要性】 本県は毎年180近い商店街等に対して各種支援を行い、商店街等の現状を熟知している。本県が当該事務の実施主体となることにより、県の持つ情報やネットワークを活用した円滑で効果的な事業計画及び執行を行うことができる。	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 第4条から第7条及び第12条、第13条 地域商業自立促進事業要綱	経済産業省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
638	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定事務の権限委譲	地域商店街活性化法に基づき商店街振興組合等が作成する商店街活性化事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>地域商店街活性化法第4条において、商店街活性化事業を行おうとする商店街振興組合等は、作成した商店街活性化事業計画について経済産業大臣の認定を受けることができることとされている。</p> <p>同法第11条により、国は商店街活性化事業の促進を図るため必要な支援を行うこととしており、国においては地域商店街への補助事業を各種実施しており、上記の計画認定を受けた事業には補助率の高上げも行っている。</p> <p>申請については、申請者(商店街)が直接国(経済産業局)へ計画書等を提出し両方で内容を調整するため、県には、計画の最終案について意見照会がされるのみである。</p> <p>商店街活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、都道府県において認定事務を行うことにより、市町村や都道府県が実施する事業と横断的な連携を図るなど、計画実施の支援を進めることができ、商店街の活性化を図ることが可能となる。</p>	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条、第11条	経済産業省	長崎県
668	地域商店街活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	<p>これまで国が実施していた施策の中でも、商店街の各種事業に対する補助(地域商業自立促進事業など、地域振興に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置(交付金)を講じて頂きたい。</p> <p>工事内容に変更があった場合等、申請者である商店街は不慣れで説明資料の作成等の書類作成が困難なことが多く、地域の実情や工事内容を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。</p> <p>希望する基礎自治体に、地域振興に資する国の補助金の予算が配分され、移譲される権限と財源をもとに制度設計や運用をできるようになれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組むことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。</p> <p>地域商店街等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域商店街の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できます。</p> <p>また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。</p>	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第11条 地域商業自立促進事業費補助金交付要綱	経済産業省 (中小企業庁)	堺市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
764	地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業の補助金交付事務の都道府県への移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ、移譲すること。	<p>【支障事例】</p> <p>国は地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業に限定し、全国的視点のもとで採択を行っているとしているが、国が地域商業自立促進事業として実施するにぎわい創出イベントの開催支援、地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組、地域コミュニティの形成に向けた取組の支援は、県施策と内容が類似しており、支援の対象となる事業者にも差異はない(本県でも、国と同種の事業である、商店街新規出店・開業等支援事業、商店街支援事業、商店街整備事業等を実施)。</p> <p>平成26年6月に国が認定した事業を見ても、①イベント開催、②地域コミュニティ活動拠点施設整備、③空き店舗を活用したアート活動支援、イベント開催等となっており、全国レベルの先端的なモデル事業とは考えられない。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>商店街の支援については、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圏が複数の市町域にまたがることから、広域団体である都道府県が行う方が総合的な施策展開が望める。</p> <p>そこで、地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を国から都道府県へ移譲し、都道府県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策を実施する。</p> <p>【想定される事業スキーム】</p> <p>①金の流れ: 経産省→県(交付金)→商店街振興組合等</p> <p>②内容: 経産省では、多様多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されており、1件あたりの補助額も100万～5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているのではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。</p> <p>③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択</p> <p>通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経産省と個別協議するスキームで担保することが可能。</p>	地域商店街活性化法第4条～第7条、第11条、地域商業自立促進事業費補助金交付要綱	経済産業省	兵庫県、徳島県
887	地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。</p> <p>しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。こうしたことから、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画の認定等)を都道府県に移譲すべきである。</p> <p>また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。</p> <p>商店街まちづくり事業 地域商店街活性化事業 商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)補助金 地域商業自立促進事業補助金 ものづくり・商業・サービス補助金</p>	<p>経済産業省組織規則第231条11号</p> <p>商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1、3、4項、第5条1、2、3項、第13条1項、第6条第1、3項、第7条第1、2、3項、第13条第2項</p> <p>商店街まちづくり事業募集要領、地域商店街活性化事業募集要領、商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)募集要領、地域商業自立促進事業募集要領、地域商業自立促進事業補助金交付要綱等</p>	経済産業省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
30	JAPANブランド育成 支援事業の事務の都 道府県への移譲	地域における関係機関との 案件発掘等に係る調整 補助金の交付・確定に係る事 務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、複数の中小企業等が連携して、世界に通用するブランド力の確立を目指す取 組みに要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図るとと もに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することであることから、地方が地 域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行う必要がある。全国的な視点がある としても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	小規模事業者等JAPANブ ランド育成・地域産業資源 活用支援補助金(地域産 業資源活用支援事業)交 付要綱	経済産業省	愛知県
31	中心市街地の活性化 に関する事務の都道 府県への移譲	「中心市街地の活性化に関 する法律」の業務のうち、「特定 民間中心市街地活性化事業 計画の認定事務」と「中心市 街地再興戦略事業費補助 金」の交付事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務については、法に規定する基本計画はす でに国が認定済みであり、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定はその事業計画の 範囲内であるから地方に任せるべきである。これまでのところ支障となる具体的事例はない が、法改正が実施されたことにより基本計画策定件数が増加することも想定されるため、都道 府県による地域の実情に応じた事務処理がより効率的である。また、事業者への利便性の確 保や迅速な事業執行の確保の観点から、市町村の現場に近い都道府県が認定を行うことが 適当かつ効果的と考える。 他方、国認定基本計画に位置づけられた個別事業については、都道府県が地域の実情に 応じて補助スキームを定め、財政支援することがより効果的である。そして、中心市街地再興戦 略事業費補助金の交付事務は、地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村の基本計画 を存知し、市町村及び地域と緊密に連携する都道府県での実施が効率的である。 具体的な実施方法は、財源移譲を受けた上で、都道府県の単独補助事業として実施する。す なわち、都道府県が個別事業計画を認定し、市町村と一体となった財政支援を実施する。ま た、都道府県は市町村に対して補助を行う。(間接補助を想定)	中心市街地活性化に関す る法律第40条、第41条 中心市街地再興戦略事業 費補助金交付要綱	経済産業省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
473	中心市街地再興戦略 事業費補助金(旧:戦 略的中心市街地商業 活性化支援事業費 補助金)の交付事務 の都道府県への権限 移譲	中心市街地再興戦略事業費 補助金の交付 特定民間中心市街地活性化 事業計画の認定 中心市街地活性化に関する 委託事業の実施 市町村が作成した中心市街 地活性化基本計画に対する 助言	中心市街地の活性化に取り組む市町村やまちづくり会社を支援するためのものであり、地域 経済の活性化を目的とするものである。 これらの地域の産業・経済の振興に関する事務は、権限や財源の移管と併せて、地域の実情 を把握している地方に移管されるべきである。	中心市街地の活性化に関 する法律第40条	経済産業省	神奈川県
765	中心市街地の活性化 に関する補助金交付 事務等の都道府県へ の移譲	中心市街地再興戦略事業費 補助金の交付事務及び中心 市街地活性化法第40条第4 項に規定する特定民間中心 市街地活性化事業計画の認 定事務、同条第5項による通 知、第41条第2項による認定 の取消し など、中心市街地 の活性化に関する事務を、必 要となる人員、財源とともに、 国から都道府県へ移譲するこ と。	【支障事例】 国は中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域 の特性や近隣地域の状況を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで 行う必要があるとしているが、国が中心市街地再興戦略事業費補助金の対象としている子育て 支援施設等を併設した複合商業施設や地域産品の販売所の整備、持続的にぎわい創出 につながるイベントの開催支援等は、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公 共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圏が複数の市町村にまたがることから、広域 団体である県が行う方が総合的な施策展開が望める。 また、経産省では、商店街関係の補助金も含め、多種多岐にわたる補助金が毎年新設・増額 されている。県として地域の産業振興施策を一元化し、効率的に推進するにあたり支障があり、 非効率である。 そこで、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び特定民間中心市街地活性化事 業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務を国から県へ移譲し、県施策との 一元化を図ることにより、総合的な中心市街地の活性化施策を実施する。 【想定される事業スキーム】 ①金の流れ:経産省 → 県(交付金) → 商店街振興組合等 ②内容:中心市街地再興戦略事業補助金は、1件あたりの補助額が100万～5億円と幅広く設 定されている。 均等配分を求めているものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと 考える。 ③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択 通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先 導的かつ一定規模以上の事業については、経産省と個別協議するスキームで担保すること が可能。	中心市街地の活性化に関 する法律第14条第3項、 第40条、第41条、中心市 街地再興戦略事業費補助 金交付要綱	経済産業省	兵庫県、京都 府、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
32	企業立地促進に関する事務の都道府県への移譲	企業立地促進に関する補助金等の権限移譲	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取組を行っており、全国的な視点があるとしても、地域の強みを活かすことにより当該地域から我が国全体の産業競争力強化に資する産業発展が期待できることから、自由度を高めて、都道府県に企業立地促進に関する補助金(対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金)等の権限移譲及びそれに伴う財源の交付をすべき。</p>	対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金要綱	経済産業省	愛知県
235	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。</p> <p>(目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。</p> <p>(名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。</p> <p>(地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないかと。</p>	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号	経済産業省	広島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
334	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	事務の効率化や地域の商工関係団体に対する事務の一元化を進めるため、商工会議所に対する認可や取り消し等の権限を、都道府県等に移譲すべき。	<p>①商工会については、認可や取り消し等を含め都道府県等がすべての指導監督を行っている。一方、商工会議所については、認可や取り消し等を除く日常の指導監督を都道府県等が行っているが、いずれも、地域において商工業の発展に向けて活動する団体に変わりはない。</p> <p>②第19回地方分権改革推進委員会において、経済産業省から、「商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明など国境を越えた事業への支援活動を行っており、国際的な信用を維持するために国が指導・監督について一定の権限を保持」する必要があるとの回答がされているが、そのことのみをもって、一部の権限のみを国に残すことに具体的なメリットは不明である。</p> <p>③少なくとも希望する団体に対しては、手挙げ方式により権限移譲が可能となるようにするなど、地域の実情に応じた処理ができるようにすべき(ただし、該当商工会議所の了解が要)。</p>	商工会議所法第27条、第28条、第46条第2項第1号、2号、4号及び第4項、第59条第1項第1号、2号、第2項及び第4項	経済産業省	群馬県
494	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	現在、一部移譲されている「商工会議所法」に基づく許認可等について、第3条第2項の名称使用の許可を除く、すべてを権限移譲する	<p>商工会議所法許認可関係事務について、現在、一部しか都道府県事務になっていない。特に、商工会議所法第46条第2項の定款変更の許可については、第25条の定款記載事項により所管行政庁が経済産業省であったり、都道府県であったりする。権限移譲により、このような二重行政の解消を図ることで、県民サービスの向上につながるものと考えられる。</p> <p>商工会議所側からすると、定款変更する事項により、国に申請したり県に申請したりしている。権限が移譲することにより、一括して都道府県に申請することになり、時間的にも費用的にも少なくとも済む点が、県民サービスの向上につながるものと考えている。</p> <p>ただし、第3条第2項の名称使用の許可については、都道府県区域を越えた広域的対応が必要なことから、都道府県への移譲にはなじまないと考えられる。</p> <p>また、類似の団体である商工会の設立、定款変更等の許認可は、「商工会法第60条」において、都道府県が処理する事務になっており、このことから都道府県等に権限移譲すべきものとする。</p>	商工会議所法第3条第2項以外	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
592	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る設立、解散等国に残っている全ての権限を都道府県に移譲する	商工会議所については、多くの権限が都道府県に移譲されているが、地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関わりをもち、都道府県の実施する産業振興策と関連が深いことから、現在国に残されている設立・解散等の認可についても地方において権限を有すべきであり、未だ国において権限を有する設立・解散等の認可についても移譲を求める。 なお、第4次一括法の成立に向けた整理の中で、本件について経済産業省からは「商工会議所は…国境を越えた事業への支援活動を行っており、…国際的な信用を維持するために国が…指導・監督について一定の権限を保持」する必要があるとの回答がなされているが、その事業実態から商工会議所の業務は地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関連を持ち、都道府県の施策との関連が深いことから、移譲を求めるもの。	商工会議所法第84条 商工会議所法施行令第7条	経済産業省	京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県
946	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。 【懸念の解消】 第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないが。	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号	経済産業省	中国地方知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
261	新たな需要を創造する 新商品・サービスを 提供するための創業 支援に関する事務・権 限の都道府県に移譲	経済産業局等が行っている 中小企業やベンチャーの支 援、地域産業の振興、産学官 連携推進に関する事務・権限 のうち、新たな需要を創造す る新商品・サービスを提供す るための創業支援に関する 事務・権限を都道府県に移譲 すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の 支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による 事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務 を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総 合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日 頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンス トップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関す る事務・権限(中小企業の新たな事業の創出等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金と して交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とするこ と。) 地域需要創造型等起業・創業促進事業(創業補助金) 小規模事業者活性化補助金	経済産業省組織規則第 231条19号等 中小企業の新たな事業活 動の促進に関する法律第 9条 地域需要創造型等起業・ 創業促進補助金交付要綱	経済産業省、 経済産業省 (中小企業 庁)	埼玉県
368	省エネ法に基づく特定 事業者等に対する指 導・助言、報告徴収、 立入検査の都道府県 への権限移譲	エネルギーの使用の合理化 に関する法律に基づく指導・ 助言、報告徴収及び立入検 査権限を、並行権限として、 希望する都道府県に移譲す ること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっと り、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応 じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規 定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」 「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限とし て、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っている が、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等す ることができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例 えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料でを行っているが、エ ネルギー多消費事業者の情報把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言 することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待 される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基 づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果 的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化 に関する法律第6条、 第53条、第60条、第67 条、第87条	経済産業省、 農林水産省、 国土交通省、 警察庁、金融 庁、総務省、 財務省、文部 科学省、厚生 労働省、環境 省	九州地方知 事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
476	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	一の都道府県内で完結する事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)に関する事務・権限を、都道府県に付与する。	当該事務・権限は国による自己仕分け結果で、一の都道府県で完結する特定事業者等に対しての権限を地方に付与することを「全国一律・一斉に委譲するもの(A-a)」としている。 エネルギーの使用の合理化等に関する法律等による事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)は、都道府県条例に基づく事業活動に伴う地球温暖化対策に係る計画書制度等の事務・権限と類似する点が多く、権限移譲により事務が一元化し、事務の効率化や事業者の利便性向上を図られることから、国の仕分けに基づき、都道府県に権限を付与すべきものとする。 ただし、権限移譲にあたっては、以下の事項について、調整する必要がある。 特定事業者等への措置に関する事項について、地方自治体と国との間や、地方自治体間の役割の明確化や情報共有の仕組み 特定事業者等への措置の遂行に必要な専門人材の確保・育成及び財源の配分 検査マニュアルの整備など立入検査等の統一的な実施を行うための仕組み	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第6条、第87条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第24条、第25条、第26条	経済産業省	神奈川県
446	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	割賦販売法に基づき、包括信用購入あっせん業者に対して、報告徴収、立入検査に関する事務を実施する。(勧誘が一の都道府県内のみで行われる場合の権限付与)(併行権限)	割賦販売法第47条で都道府県が処理する事務を政令で定めるよう規定し、具体的には施行令第33条により都道府県が処理する事務を定めている。施行令第33条の改正により対象となる事業者の範囲と業務の範囲を定めるもの。 この権限移譲により、当該都道府県内で消費者被害が発生した場合、個別信用購入あっせん業者と同様に包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収及び立入検査を行うことになり、地域に密着した行政を行うことができる。(なお、複数都道府県にまたがる場合は広域的指導の観点から従来どおり国が行う。) 包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査以外の権限移譲については、権限を行使した時の影響が全国に及ぶことや、機動的に実施することが難しくなるため、従来どおりの広域的行政が望ましいと考える。	割賦販売法第40条第3項、第41条第1項 割賦販売法施行令第33条	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
456	工業標準化法に基づく事業所への立入検査等の都道府県への移譲	JISマークの認証に関して一の都道府県の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する業務 認証を受けた者の向上、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務	製造業者にとっては、登録、検査事務ともに移動時間の短縮につながる。 本県の公試機関には、工業品等の試験・検査を行っている技術職が配置されており、これまで行ってきた業務での見地を活かして本事務を行うことは可能であり、件数にもよるが、特に新たな組織の設置は要しないものとする。 ただし、地域別に手続きの相違が生じないように統一した手続きなどの整備は事前に必要となるものとする。	工業標準化法19条1項・2項、20条1項・2項、21条1項から3項、22条、25条2項、28条1項、29条2項、31条3項、32条、33条1項、34条、36条、37条、38条、40条1項	経済産業省	神奈川県
469	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への権限移譲	企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や成長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示 地域の強みを幅広く結集するために、県境やブロックを越え、より強みと強みが結びつく産学官(含自治体)等のコーディネート 補助事業の交付決定及び確定手続き 採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	現在、経済産業局で行っている産業クラスターに係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」など産業クラスターに係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学公連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。 都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	産業クラスター計画	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
470	地域技術の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学官連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	科学技術基本計画 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(地域新産業集積戦略推進事業)) 交付要綱 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(イノベーション基盤強化事業)) 交付要綱	経済産業省	神奈川県
495	産業財産権に関する相談事務(知的財産権に関する相談受付、説明会)の都道府県への権限移譲	特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の開催等(相談業務については、未公開情報(出願公開前情報等)を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを含む)	当該相談事務は、弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向けた相談業務を行っており、相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこともある都道府県が同様の業務を行うことは公平性の確保に著しい支障があるとの懸念が考えられるが、未公開情報を用いた相談業務を都道府県が行ったとしてもならん公平性を害することにはならず、むしろ、都道府県で行うことで相談者の相談等に係る移動時間の短縮につながるとともに、事務の効率化も図られると考える。	知的財産推進計画	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
497	地域経済動向の把握 及び分析等の事務の 都道府県への権限移 譲	県内立地企業等の業況、生 産、設備投資などの地域ごと の経済動向をヒアリング調査 等を実施し、その結果の集 約・分析等を行う	地域経済動向の把握、分析・調査については、現在も各都道府県を単位として行われてお り、分析結果の活用や機動性確保の観点からも、地域が行うことが望ましいと考える。 また、広域的な実施体制を補完する観点からは、日本銀行が実施している企業短期経済観 測調査の活用なども可能であることから、都道府県が当該事務を行った方が、より効率的で 地方の実情に応じた処理がなせると考える。	広域関東圏産業立地ガイ ドブック	経済産業省	神奈川県
499	商品取引所への立入 検査等に関する事務 の都道府県への権限 移譲	商品取引所法に基づく、①商 品取引所等への報告徴収、 立入検査、②商品取引員へ の報告徴収、立入検査、業務 改善命令、業務停止命令、聴 聞、③委託者への報告徴収、 損失補てんに関する確認 商品投資に係る事業の規制 に関する法律に基づく、商品 投資顧問業者に対する変更 の届出の受理、報告徴収、立 入検査、業務改善命令、指 示、業務停止命令 犯罪による収益の移転防止 に関する法律に基づく商品取 引員への報告徴収、立入検 査、指導、是正命令	事業者の適切な監督及び消費者保護の観点から、より機動的な地方が事務を担うことが効 率的である。 また、広域的な実施体制の確保については、自治体間での広域連合の形成等による対応も 可能と考える。	商品取引所法第86条の 3、第96条の21、第96条 の30、第96条の33、第96 条の39、第157条、第184 条、第231条、第240条の 22、第263条、第322条、 商品投資に係る事業の規 制に関する法律第30条、 犯罪による収益の移転防 止に関する法律第14条、 第15条	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
500	コンテンツ産業等の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	中小コンテンツ企業等の事業創出、新市場開拓、海外展開のための見本市開催や海外へのミッション派遣 コンテンツ・ビジネススキル向上、新技術の習得、人的ネットワーク形成のためのセミナー開催や異業種交流会の開催 コンテンツ産業関連調査研究	魅力あるコンテンツの海外への紹介、コンテンツの取引の活性化を図るための国際的な催しの実施又はこれへの参加に対する支援、コンテンツに係る海外市場に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずることにより、地域独自のコンテンツ事業の事業規模の拡大を図るとともに、その地域の海外におけるコンテンツの普及を通じて日本の各地域の文化等に対する各国の人々の理解の増進を図ることができるが、現在は国が当該事業を行う権限を有しているため、各地域の特色を出すことができず、ひいては日本の発展につながっていないという支障がある。	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第19条	経済産業省	神奈川県
501	航空機の関連法令の施行に関する事務の都道府県への権限移譲	航空機の製造確認、修理確認及び航空機用機器の製造証明に関する届出の受理	関東地方産業競争力協議会でも航空宇宙産業を戦略産業の一つと位置付け、今後は受注拡大に向けた一貫受注生産体制の確立により、戦略産業に係る中小企業等の広域連携の場を創出し、関東地方の産業競争力強化を図ることを目指していることから、航空機に係る経済産業局の事務権限の移譲を求める。	航空機製造事業法第8条第2項、第6項、第10条第2項、第12条第2項	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
502	伝統的工芸品産業の振興に関する事務等の都道府県への権限移譲	振興計画等、各種計画の認定業務の権限の移譲 伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務の移譲	振興計画等、各種計画の認定・補助金交付決定は、地域の産業の振興の観点からも重要な業務であり、その対応としては、都道府県が「市町村」、「商工会、商工会議所」、「業界団体、観光振興団体」等、地域の実情に即した上で、地域と緊密に連携し、総合的かつ継続的な支援を実施していくことが、より有効であると考えられるため、権限の移譲を求める。 具体的な支障事例としては、①計画の認定及び補助金の申請について、国と事業者が調整しており、県が計画認定に関与していないため、県が計画認定に関与していないため、県が計画認定に関与すれば紹介することができた伝統的工芸品が、支援計画の対象に入っていない事例や、②どの事業者が計画を検討しているか、国から支援体制を構築できた可能性のある事例がある。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則	経済産業省	神奈川県
669	地域伝統産業活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	これまで国が実施していた施策の中でも、伝統産業の振興に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)など、地域振興に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置を講じて頂きたい。 申請者となる伝統産業の組合や事業者は、従事者の高齢化等もあり、公募事業に関する情報の収集や補助金等の関係書類の作成が困難なことが多く、地域の実情を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。 希望する基礎自治体に、地域振興に資する国から交付金により予算が配分され、移譲される権限と財源をもとに制度設計や運用をできるようになれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組むことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。 伝統産業事業者等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域に集積する伝統産業の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できます。また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第16条 中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金)交付要綱	経済産業省	堺市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
503	工業用水道事業法の施行に関する事務(給水開始前の届出、事業休止等)の都道府県への権限移譲	工業用水道事業法の施行に関する以下の事務の権限を移譲 工業用水道の届出・許可 給水能力の変更等の届出・許可 工業用水道事業に関する報告 水質測定項目免除の承認の申請 ほか	県内の工業用水道事業者である横浜市及び川崎市にとって、届出や報告等の提出先が県になれば、地域の実情に応じた相談対応が可能となることから、県が行うべきである。現在のところ大きな支障事例はないが、次年度計画に関する国からのヒアリングなどを、国ではなく地域に近い県が行うことにより、距離の面を含めて、県内の工業用水道事業者が相談しやすい環境になると考えられる。県ではこれまで工業用水道事業法に係る事務は行っていない。なお、法第15条第1項及び第2項では、工業用水道施設の設置や変更のための土地の立ち入りについて、知事の許可を受けるように規定されている。横浜市及び川崎市からは、手続の際、距離的なメリットが生じるとの意見を聞いている。	工業用水道事業法(以下「法」という)第3条～5条、第9条第3項、第10条、第13条、第17条第1項及び第21条に規定する工業用水道の届出・許可 法第6条、法第7条、第8条、第9条第1項、第12条に規定する変更の届出・許可 法第23条に規定する工業用水道事業に関する報告 工業用水道事業法施行令第1条に規定する水質測定項目免除の承認の申請 法第18条、第22条、第24条に規定する命令、処分、調査、検査	経済産業省	神奈川県
504	適切な計量の実施の確保に関する事務・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の届出、命令、検査等の都道府県への権限移譲	計量法に基づく電気計器(電気メーター)の検定を免除された製造事業者(指定製造事業者として経済産業大臣が指定)の製品についての各種届出の受理、定期的な立入検査、命令	各都道府県が、製造事業者の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることで、届出受理や命令も含めた移動時間の短縮、地域の実情に応じたきめ細かい検査の実施につながる。現在は、国(経済産業大臣)が事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることを行っていることで、手続きが時間がかかり過ぎ、かつ、地域の実情に応じた対応ができていないという支障がある。	計量法第93条、第94条、第98条	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
506	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平9法37)に基づく利用計画の認定権限の移譲	新エネ法に基づく新エネルギー等利用計画認定に係る各種届出の受理	国は「新エネルギーの普及促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければ、エネルギー政策のバランスを失ふことになり、著しい支障が生じる」としているが、新エネルギーの普及促進は、地域の自然環境や立地条件等の制約を受けることから、地域の状況を熟知している地方自治体が行うことが合理的かつ効率的である。前述した理由から、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条に基づく「新エネルギー利用等に関する計画」の認定に関する事務は、地方に移譲すべきである。また、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行に伴い廃止されている。したがって、同特別措置法第6条による「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等」に関する事務を、地方に移譲すべきである。	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条	経済産業省	神奈川県
510	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各拠点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条	国土交通省、 経済産業省、 農林水産省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
685	国が地方自治体を経由せず民間事業者に直接交付している補助金の地方移管	地方自治体が独自制度と一体的に実施できるよう、国が実施する地方自治体を経由せず中小企業等へ直接交付している中小企業支援や地域の産業振興のための補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)の地方自治体への交付金化	<p>多くの地方自治体では、それぞれの創意工夫のもと、地域の実情を踏まえた中小企業に対する独自の助成制度を実施している。</p> <p>一方で、国の平成25年度補正予算事業「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」は、平成24年度補正予算事業を拡大して実施されているが、地方自治体が直接関与しない制度となっており、地域の事業者の様々な要望や要請等を踏まえた運用がしにくい仕組みとなっている。また、「エネルギー使用合理化等事業支援者補助金」も同様に、地方自治体が関与しない制度となっている。</p> <p>横浜市では、新技術・新製品開発に取り組む中小企業を支援する「中小企業新技術・新製品開発促進事業(SBIR)」、中小製造業が行う設備投資等について経費を助成する「中小製造業設備投資等助成事業」を行っているが、国の支援制度は本市制度との一体的な支援とはなっていない。</p> <p>地域の産業振興に密着した事業については、地域の中小企業の課題を把握している地方自治体が、より柔軟に運用できる仕組みとすることが必要と考える。国において、過去2か年の補正予算事業等も含め、同種の事業を展開するのであれば、上記の趣旨を踏まえ、地方自治体が関与できる制度としていただきたい。</p> <p>※補助金の流れ：経済産業省→横浜市(交付金)</p> <p>地方自治体が、国の交付金を活用し、独自制度と一体的に中小企業への支援を実施することで、自治体の判断による対象の上乗せや制度拡充、地方の実情や中小企業からの要望等を踏まえた効果的・効率的運用、申請手続きの簡素化等が可能となる。</p> <p>・また、地域の中小企業にとっては、ワンストップでの申請・利用が可能になるなど利便性の向上となる。</p>	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付要綱 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(小規模事業者実証分)交付要綱	経済産業省	横浜市
852	電源立地地域対策交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	電源立地地域対策交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	<p>現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続きに柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。</p> <p>現行制度上、事業費の30%以上の増減がある場合には、それが入札減少金によるものであっても、事業内容の変更について、大臣承認が必要とされ、事務手続きが煩雑となっている。</p> <p>電源立地地域対策交付金交付規則第19条第3号に規定する交付金事業の変更承認申請について、入札減少金の発生に伴うものなどについては県の裁量とするよう権限を移譲する。変更承認申請の省略化及び入札減少金等の余剰財源について、他の行政需要事業への県の裁量による充当を行った上で、実績報告により額を確定する。</p> <p>煩雑な事務手続きが軽減され、使い勝手の良い制度となる。</p>	電源立地地域対策交付金交付規則第3条、第19条	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
853	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	石油貯蔵施設立地対策等交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	<p>現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。</p> <p>当交付金は石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的とするものであるが、交付対象事業は公共用施設の整備に限定されていることから、その他の行政需要には充当できない。</p> <p>石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条に規定する交付対象経費(公共用施設の整備費用)について、県が必要と判断する経費に充当できるよう権限を移譲する。</p> <p>交付対象を公共用施設の整備に限定しない制度設計とする。</p> <p>煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。</p>	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第11条、	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県
854	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	原子力発電施設立地地域共生交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	<p>現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。</p> <p>当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けられない。</p> <p>原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。</p> <p>地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。</p> <p>煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。</p>	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条、第9条	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
855	核燃料サイクル交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	核燃料サイクル交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	<p>現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。</p> <p>当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どりの交付が受けられない。</p> <p>核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。</p> <p>地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。</p> <p>煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。</p>	核燃料サイクル交付金交付規則第3条、第8条	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県
888	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。</p> <p>このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。</p> <p>しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。</p> <p>こうしたことから、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すべきである。</p> <p>また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。</p> <p>地域力活用市場獲得等支援事業</p>	<p>経済産業省組織規則第231条21号</p> <p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第1項</p> <p>小規模事業者持続化補助金交付要綱(日本商工会議所及び全国商工会連合会)</p> <p>地域力活用市場獲得等支援補助金交付要綱</p>	経済産業省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
939	ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲	地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対して、地域からの求めに応じたアドバイス等(県境を超えてクラスターを形成にも対応。また、全国的視野で形成を推進していく必要がある先導的クラスターについては、国際競争力等の観点から国が主導)補助事業の交付決定及び確定手続き採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	現在、経済産業局で行っているベンチャー支援に係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」などベンチャー支援に係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 → 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 新産業ベンチャーへの支援については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。 都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条	経済産業省	神奈川県
942	新連携支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「戦略的基盤技術高度化支援事業」及び成果普及 等	「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)」「中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金」の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 → 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 連携体に属する企業の所在地が都道府県を跨っていても、補助事業主は代表となる一社だけであることから、都道府県単独でも交付事務は行えるものとする。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令 第10条第1項、同条第2項、第11条第1項、第12条第1項	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
890	中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。</p> <p>このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。</p> <p>しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。</p> <p>こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条に規定する国の施策等)を都道府県に移譲すべきである。</p> <p>また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。</p> <p>中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事業)</p> <p>中小企業・小規模事業者人材対策事業(中小企業新戦力発掘プロジェクトコーディネイト等事業)</p> <p>中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクトコーディネイト等事業)</p>	<p>中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条</p> <p>中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る委託要綱、補助金交付要綱</p>	経済産業省	埼玉県
940	産学人材育成パートナーシップに関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理	<p>「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。</p> <p>* 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。</p> <p>* 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など)</p> <p>産学官連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。</p> <p>補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。</p> <p>事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。</p>	<p>「産学人材育成パートナーシップ今後の取組の方向性について」</p> <p>ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業公募要領</p>	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
941	情報処理の促進に関する事務の都道府県への権限移譲	補助事業や委託事業の実施による、地域における先進的な情報処理・ソフトウェア産業の振興事業、中小企業のIT化の推進 企業・地域住民等に対するコンピュータウィルス対策や情報セキュリティ強化の普及・促進 地域におけるIT動向の実態の調査	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学公連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	ITの戦略的導入のための行動指針、 IT経営力指標、 下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金交付要綱	経済産業省	神奈川県

検討要請(国土交通省)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
109	都市計画の軽易な変更の見直し	都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項」の次に「又は法第19条第3項」を追加、又は都市計画法施行規則第13条の2の条文に同規則第13条各号の条文を追加することにより、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更をいやすとする。	<p>【制度改正の内容】 都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が細かく規定されており、変更内容も限定的で、既決定時に両者の調整は済んでいるものと解される。これまでの地方分権改革で市町村が決定できる都市計画の種類が拡大したが、軽易な変更として取り扱う項目に、道府県と市町村とは大きな違いがある。このことから、都市計画事業の進捗にも影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることを提案する。</p> <p>【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条各号に掲げるものが、市町村決定の都市計画に関して、軽易な変更として認められていないことにより、次のような支障事例が生じており、同様の支障事例が公園等の場合にも想定される。 ・都市計画道路施行の際、詳細測量を行なって実施設計を行い、事業認可を得ようとした場合、都市計画決定した線形と事業認可を受けようとする線形がずれてくる場合は都市計画変更をした上で事業認可申請する必要がある。この変更の手続きに時間を要してしまうと、事業予定地に建築物等が建築されてしまう恐れがあり、移転補償が困難になり道路完成の遅延が予想される。また、施工中に地盤状況等により線形変更が必要となった場合、変更手続きに時間を要すると工事期間も長くなり、工事費増大の恐れがある。このようなことから、軽易な変更として手続きの期間を短縮させたい。</p> <p>(参考) 通常の変更 案の縦覧から決定告示まで約6週間 軽易な変更(名称の変更) 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間 軽易な変更(名称の変更以外) 案の縦覧から決定告示まで約4週間</p>	都市計画法第19条第3項 都市計画法施行令第14条 都市計画法施行規則第13条の2	国土交通省	二本松市
675	都市計画の軽易な変更の見直し	現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置	<p>【制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定の都市計画に関する軽易な変更として認められていないことにより、都市計画変更を行う場合に実施する大臣への協議、同意の手続が省略できない。道府県と同様とする措置となれば、手続の一部省略となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。</p> <p>【実例(予定含む)】 1 都市高速鉄道 ①横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道中第6号相鉄・JR直通線(変更) (告示 H24.10.5) 区域変更区間 約190m、中心線の振れは100m未満 ②横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道 相模鉄道本線(変更) (告示 H26.3.5) 区域変更区間 約330m、中心線の振れは100m未満 ※施行規則第13条第4号イ(起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。 2 自動車専用道路(首都高速道路)(予定) ①横浜国際港都建設計画 道路 高速横浜環状北線(変更) 変更区域区間 1000m未満、中心線の振れは100m未満 ※施行規則第13条第3号イ(線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。</p>	都市計画法第19条第3項、第37条の2、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条	国土交通省	横浜市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
601	一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第十五条第一項では、広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるよう規定されている。さらに、都市計画法施行令第九条第二項では、この都市施設等の中に一般国道と都道府県道(道路法第三条)を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道において、一部を変更しようとする場合、市町村ではなく、都道府県にその決定の権限がある。そこで本提案では、この場合について、市町村が決定できるよう都市計画法施行令の改正を求める。	<p>【制度改正の必要性】 都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる計画を変更するには、都道府県が定めた都市計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において議論が交わされた後、都道府県における内部協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更(事業の着手)までに長期間を要する。市町村に権限が移譲されれば、各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間(事業着手までの期間)を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に速やかに対応した変更が可能となる。(参考)都市計画変更に係る所要時間・・・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。</p> <p>【事例】 交通事故防止のため市道部分の交差点を改良する都市計画道路の変更(縮小変更)をしようとしたが、当該都市計画道路において縮小地点とは約3km離れた地点で道道を含んでいるため道決定となった。また、約50年にわたって事業未着手であった都市計画道路について、長期未着手都市計画道路の見直方針に基づき市道である都市計画道路の一部区間を廃止しようとしたが、当該都市計画道路において廃止地点とは約2km離れた地点で国道及び道道を含んでいるため国同意を要する道決定となった。</p> <p>【懸念に対する方策等】 権限移譲により市町村と都道府県の都市計画に不整合が生じるのではないかと懸念については、両者間では従来必ず情報交換が図られ、必要な調整が行われてきたことから、防止できると考える。また、本提案は、平成25年6月14日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」の「地方は、インフラ機能の集約・減量化を反映するよう都市計画を見直す」という事項と関連していると考えられる。</p>	都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条第2項第1号イ	国土交通省	函館市
665	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大	開発行為における公園の設置については、都市計画法施行令第25条において開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国で一時的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任する。また、開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大を図るため、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を廃止もしくは「参酌すべき基準」とするよう提案する。	<p>【制度改正の経緯】 都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委任事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて当該事務を処理することができるようになった。特に、開発許可の技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じるべく、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制限の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2により条例制定に関する基準も設けられている。</p> <p>【支障事例】 公園については、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、公園の設置基準に係る開発区域面積を0.3ヘクタール以上と規定されていることにより、本市では0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が主流となり、公園の提供がなされない等の弊害を生じている。</p> <p>【制度改正の必要性】 開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任されることにより、市民のニーズにあった公共施設等の整備に誘導するためのツールとして条例を活用することが可能となる。</p> <p>【懸念の解消策】 地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民のニーズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要がある。</p>	都市計画法第33条 都市計画法施行令第25条 都市計画法施行令第29条の2	国土交通省	川崎市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
278	都市公園の駐車場の太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>本県では、再生可能エネルギーの普及にあたっては、有効な空間を利用して太陽光発電施設等を設置することを進めているところである。</p> <p>都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがあることから、その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる可能性がある。</p> <p>しかしながら、占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則第七条の二において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」ものである旨が規定されていることから、駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難な状態にある。</p> <p>この規制が緩和されることにより未利用空間を活用した太陽光発電設備の設置場所として活用できる。</p> <p>都市公園法施行規則第七条の二第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすること。</p>	都市公園法施行規則第七条の二第3項	国土交通省	埼玉県
339	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園法施行令第十四条第三号の「第十二条第十号に掲げるものについては、六月」の規定を、「第十二条第十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正されたい。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スポーツ団体の用具庫等は、法第七条第六号の物件として令第十四条第四号の適用を行っているが、地縁団体や地区スポーツ団体にとっては、1年に4度申請手続きを行う事務的な負担感は強く、事前相談は多数あるものの、実際の制度利用は低調となっている。</p> <p>本市では現在、街区公園等周辺住民の利用頻度が特に高い公園について、より地縁団体や地区スポーツ団体の利用を円滑ならしめるよう都市公園条例の改正を検討しているが、改正により条例で定める物件として規定した上で、第十四条第三号の適用により許可期間は六カ月以内と短期であるため、これまでと同じ理由で制度利用が進まないおそれがある。</p> <p>【制度改正の効果】</p> <p>改正がされた場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10年以内の適切な期間について占有許可を出すことができると考えられるが、そればかりではなく、公園の利用者と相対し、利用方法や利用者の実情を把握し得る立場にある地方公共団体が直接条例で定めることにより、公園の多様な利活用が促進されるものと考えられる。さらに、この制度は、おそらく全国的にもあまり活用されていないと考えられることから、改正によって地方の特色や実情に応じて大いに制度活用がされる可能性があるものと考えられる。</p>	都市公園法施行令第十四条第三号	国土交通省	北上市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。</p> <p>水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5～6倍となっており、設置事業者に多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。</p> <p>本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。</p> <p>高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。</p>	高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(一般則)第7条の3	経済産業省、国土交通省、総務省(消防庁)	埼玉県
385	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるように制度の見直しを行うこと	<p>【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯71人いる。(H26.4調査)</p> <p>【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第4項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるように制度を見直ししてほしい。</p> <p>(参考)</p> <p>入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れたくないとの意見が多い。</p> <p>被災地域は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住宅再建に向けた準備は進められているが、期限までの退去が難しい。</p> <p>入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探さず必要がなくなるため、入居者の経済的・精神的負担が少なくなり、安心して生活再建ができる。</p> <p>県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行ったうえで、住居として提供する。</p> <p>なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。</p>	災害救助法第4条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条第1項第2号のト 建築基準法第85条	内閣府、国土交通省	九州地方知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
46	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止	県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画については、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廃止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。	<p>【現状】 二級河川の管理は知事が行うこととされており、この二級河川については河川整備基本方針を定めるとともに、当該基本方針に即して河川整備計画を定めなければならないこととされているが、基本方針等を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないこととされている。</p> <p>【制度改正の必要性】 河川整備基本方針等は、その記載内容が法令に規定されていること(河川法施行令10条、10条の2、10条の3)に加え、学識経験者の意見聴取(法16条の2第3項)、公聴会の開催(法16条の2第4項)、関係市町村長の意見聴取(法16条の2第5項・令10条の4第1項)を経て、知事が河川管理者としての権限と責任において策定するものであって、その内容が、十分に地域の意向を反映するとともに専門的知見に裏付けられたものであることに鑑みれば、国の同意を必要とする現制度は、単に手続を迂遠なものとするのみならず、県の自主性を阻害するものである。県管理河川においては、延長や流域面積が小さい水系が数多く存在し、また事業の進捗に応じ適宜変更が必要となる。実務においては、現在のところ1水系あたり3～4ヶ月程度の審査期間を要しているが、6ヶ月以上の期間を要したこともあり、策定水系数が増えると、事前協議や審査に要する期間が長期化する懸念がある。</p> <p>【求める措置内容】 県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応を可能とするため、この同意を要する協議を廃止することとし、仮に国に対して何らかの情報提供が必要であるとしても、報告程度に留めるよう制度改正されたい。</p>	河川法 第79条第2項1号	国土交通省	愛知県
329	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の見直し	二級河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、県が河川管理者としての権限、責任により策定するものであるため、国(国土交通大臣)の同意申請及びそれに要する内容協議を見直し、期間を要することなく地域のニーズに応じた迅速な対応が可能となるよう、報告制度とすること。	<p>【制度改正の経緯】本県は、台風常襲地帯にあって、毎年洪水被害が発生しており、計画的な治水対策が必要となっている。さらに今後、老朽化対策や地震・津波対策などの機能改善に向けた新規事業による取り組みが多く見込まれ、多数の河川整備基本方針等の策定、変更が必須となっている。特に地震・津波事業については、河川と海岸、港湾、道路などが連携して取り組むことが効果的であり、河川事業についても円滑かつ計画的な対応が必要となっている。このため、二級河川について県が自主的に策定・変更できるよう見直しを要望するものである。</p> <p>【支障事例】近年では、一河川の基本方針策定において同意申請書を提出し、同意されるまでに約1年4ヶ月を要した。</p> <p>【懸念の解消策】平成19年度に懸念された国の技術的知見や全国的バランスの確保については、一級河川についてこれまでどおりの手続きを踏まえるとともに、国と連携し、新たな知見等の情報収集に努めることにより、二級河川策定時に反映できると考えている。</p>	河川法第79条	国土交通省	大分県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
860	一の都道府県で完結する二級河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における国の同意を廃止する。	<p>現在、二級河川の特定水利使用に係る水利権の許可については、河川法第79条第2項第4号の規定により、国に協議し同意を得ることが必要とされているところ、許可期間の単純更新など軽易な案件は、国の通知により同意が省略可能である。しかしながら、当該水利使用の重要な変更を行う場合は、国への手続が必要である。</p> <p>上記許可に関し国の同意が必要である理由は、広域にわたる水資源開発とその合理的な利用について、複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するためとされているが、当該許可に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で処分する場合であっても統一的な取扱いが可能であると考えられる。さらに、県内で完結する二級河川については、その全体を県が管理しており、地方が単独で水利権の更新に係る判断主体となることに不合理な点があるとは言えないものと思料する。</p> <p>県の審査後に、国の同意が必要な案件で協議から同意まで5か月を要したのもあり、更新手続に一定の時間が必要な状況であることに加え、協議に係る事務負担もある。</p> <p>河川法第79条第2項第4号を改正し、一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新については、現在国の通知により認められている軽易な案件だけでなく、全ての場合において国の同意を廃止する。</p> <p>地域の実情や水利使用等のあり方も勘案しながら、国の基準を遵守して判断することで、効率的に事務処理を進めることが可能となり、その結果、処理期間の短縮も可能となる。</p>	河川法第79条第2項第4号	国土交通省	愛媛県
360	指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限の移譲	一級河川の管理は、河川法第9条第2項の規定により、指定区間外は国土交通大臣、指定区間内は都道府県知事が行うこととなっているが、河川現況台帳の調製については、同法施行令第2条第1項の規定により、指定区間内においても、国土交通大臣が調製することとされており、効率的・効果的な河川の維持・管理に支障を来している。このため、指定区間内における河川現況台帳を調製する事務・権限を都道府県に移譲していただきたい。なお、移譲に当たっては、事務に係る財源も併せて移譲していただきたい。	<p>【支障事例】 国が調製している河川現況台帳の図面には、主に都道府県が提供したデータを基にした河川占用案件しか記載がなく、堤防の状況(矢板等)や番地などの維持管理に必要な情報が記載されていないため、維持管理業務には使用できない台帳となっている。このため、住民問い合わせがあった際には河川現況台帳と住宅地図を照らし合わせて使用しており非効率的であるほか、点検のデータ集積や修繕更新計画の集積を行う際には、河川現況台帳とは別の台帳を調製しており、二重の事務となっている。</p> <p>【制度改正による効果】 実際に管理している者が河川管理台帳を作成することで、より実態にあった台帳となるため、上記支障が解決し、パトロール等の効率化、効率的・効果的な河川の維持管理につながる。事務量の軽減にもつながる。</p> <p>【懸念の解消策・制度改正による効果】 法律上の河川管理者(国)と河川現況台帳の調製者(都道府県)が異なることへの懸念については、都道府県が調製した台帳を定期的に国に提供すれば、国側で不便を来すことはないと考えられる。</p> <p>県境をまたがって流れる一級河川について、指定区間ごとに各都道府県が河川現況台帳を調製するためフォーマットが不統一になるのではないかと懸念については、各都道府県ごとに維持管理をしているためフォーマットが統一されていなくても問題はなく、各都道府県間において定期的な意見交換会を行うことで円滑に維持管理できる。</p> <p>一級河川について指定区間と直轄区間で河川現況台帳の調製者が異なることへの懸念については、都道府県が調製した河川現況台帳を国へ提供することで、河川の一体的な把握の面からの支障は生じないと考える。</p>	河川法施行令第2条第1項	国土交通省	茨城県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
441	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	充電器の道路占用許可の基準を緩和し、道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。	<p>【現状】</p> <p>岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所にはすでに急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設(駐車場、トイレなど)に、地域振興施設(物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設に付随する駐車場に設置する場合は、道路占用の許可は必要ないが、道路施設へ設置する場合は道路管理者の許可が必要となり、その際の許可の要件として無余地の原則(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り適用という原則)が適用されている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が難航している。</p> <p>【支障事例の解消策】</p> <p>無余地の原則を撤廃し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分への設置が可能な場合でも、道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。</p> <p>【効果】</p> <p>道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図ることにより、電気自動車等の次世代自動車の普及、関連産業の更なる成長につなげる。</p>	道路法第33条第1項 (道路の占用の許可基準)	国土交通省	岐阜県
78	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用	公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準においては、所得税法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の母」、「非婚の父」に対しては寡婦控除規定が適用されない。このため、入居基準及び家賃決定基準となる所得が高く算定され、その結果として収入基準に応じて決定される家賃が高い階層に入ってしまうことなどがある。こうした「非婚」「既婚」による格差をなくするため、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう規制の緩和を求める。	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>2013年9月4日の最高裁大法廷決定は、父母が婚姻関係になかったということは、「子にとって選択の余地がない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべきだ」という考えが確立されてきている」として、非嫡出子への法定相続分差別を憲法14条1項に違反する、と判断している。</p> <p>このことは、婚姻歴の有無で、寡婦控除の適用が差別されて、その子に不利益を及ぼすことが許されないことも示している。</p> <p>【支障事例】</p> <p>これにより、「非婚」「既婚」を問わず、世帯の実情に沿った家賃階層を適用できることもとより、支払う家賃の軽減のみであれば、減免規定の適用も考えられるが、加えて政令月収の収入分位により認定される収入超過者となる事案も回避できると考える。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、「非婚」「既婚」による格差をなくすため、「非婚」であっても控除が受けられるよう、公営住宅法施行令第1条第3号を改正し、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう、規制の緩和を求める。</p>	公営住宅法第16条、第28条 公営住宅法施行令第1条第3号、第8条	国土交通省	松山市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
743	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額な収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	<p>【制度改正内容】公営住宅法施行令第9条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千元以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。</p> <p>【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成25年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者235名(全体の13.16%)が引き続き入居しており、入居待機者は152名に及んでいる。</p> <p>【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、235名のうち69名が高額所得者になり、住宅の明渡しを請求することができるようになる。69名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。</p> <p>【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。</p> <p>【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。</p>	公営住宅法第29条	国土交通省	豊田市
822	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。	<p>【現行】公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活をする認知症の高齢者や障害者に世話人等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。</p> <p>【改正内容・効果】対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。</p> <p>・また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。</p> <p>・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。</p> <p>・同事業の拠点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のプランチ的な位置づけであると考えられる。</p>	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	国土交通省、厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
217	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。	<p>【提案の背景】 全国的に自主防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。 上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置するケースが多くなる見込み。 【支障事例】 ところが、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を受ける必要があり、これに伴う基礎工事や事務手続きが、地域にとって非常に大きな負担となっている。(→具体的な支障事例は別紙のとおり) なお、現行法においても、防火・準防火地域外において、建築物を増築・改築する場合で、床面積の合計が10平方メートル以内であれば、建築確認は不要となっている。 【解消策】 については、防火・準防火の区分や新築・増築の違いなどで、建築確認申請の要・不要を決定するのではなく、例えば床面積の合計が10平方メートル以内であれば一律に確認申請を不要とするなどの簡略化を図っていただきたい。</p>	建築基準法第6条	国土交通省	全国市長会
218	用途地域等内の建築物の制限緩和	地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。	<p>【提案の背景】 東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。 しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。 【支障事例】 ところが、現行法において、地方公共団体が第一種低層住居専用地域内へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主事を設置しない市町村では、特定行政庁の許可が必要となる状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備推進に支障となっている。(→具体的な状況は別紙のとおり) 【解消策】 地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。 【その他】 なお、現行法においては、本提案が実現したとしても、特定行政庁に建築確認を受ける必要があるが、上段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要となるものも出てくるため、両提案合わせての実現を求める。</p>	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4	国土交通省	全国市長会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
515	営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	建設業許可の事務の内、営業所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲（現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む）	<p>【支障事例】 建設業に係る許可権限については、建設業法第3条第1項により営業所が複数の都道府県に跨るか否かで国土交通大臣と都道府県知事の権限が区分され、経営事項審査の審査権限についても、同法第27条の26第1項・第2項により許可をした大臣又は知事とされているが、当該申請書類等の提出は第一号法定受託事務とされ（同法第44条の5）、知事を経由することとされている（同法第44条の4）。したがって、例えば神奈川県内に本店がある大臣許可業者が建設業許可の取得や決算、役員の変更等の届出を行おうとする場合、必ず本県を経由して、関東地方整備局（埼玉県）に提出しなければならない、その分処理期間が長くなっている。</p> <p>同様に、権限移譲を希望する政令市等に対して当該権限を移譲することは、建設業者の利便性を向上させるものである。</p> <p>【移譲に当たっての懸念】 許可権限に付随して、同法に基づく報告・検査（法第31条）及び指導（法第41条）・監督（法第28条等）の権限も移譲されることとした場合、現在の大員許可業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が許可等の権限を持つことになると推定する。この際、現大臣許可を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府県に主たる営業所を設置している場合が多く、現行の制度のまま検査権等を委譲した場合は、許可をした都道府県知事が全国の営業所の検査等を行わなければならない、実態に合わないと考えられる。</p> <p>【懸念の解消策】 移譲にあたっては、検査権等の行使については、許可権者から営業所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。</p>	建設業法第3条等	国土交通省	神奈川県
516	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	宅地建物取引業免許の事務の内、事務所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲（現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む）	<p>【支障事例】 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は国土交通大臣の免許を受けなければならない。国土交通大臣の免許の申請は、本店所在地の都道府県を経由して、所管の地方整備局に提出することとなっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間が延びる原因となっている。</p> <p>【移譲に当たっての懸念】 免許権限に付随して、宅建業法に基づく報告・検査（法第72条）及び指導（法第71条）・監督（法第65条等）の権限も移譲されることとした場合、現在の国土交通大臣免許業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が免許等の権限を持つことになると推定する。</p> <p>現在、免許の基準については宅建業法に定められているが、事務所の定義等が漠然としており、その運用にあたっては各都道府県において違いが生じている。同一都道府県内の事務所であるにもかかわらず免許した都道府県によって大きな差が生じないように具体的な基準が必要であると考えられる。</p> <p>また、現国土交通大臣免許を受けている宅建業者は、本店所在地以外に、他都道府県に従たる事務所を設置している場合が多く、現行の制度のまま検査権等を移譲した場合は、免許をした都道府県知事が全国の事務所の検査等を行わなければならない、実態に合わないと考えられる。</p> <p>【懸念の解消策】 よって、移譲にあたっては、検査権等の行使については、免許権者から事務所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。</p>	宅地建物取引業法第5条等	国土交通省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
95	地方バス路線の運行 費補助要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象基準における「1日当たりの輸送量」の下限を、都道府県の判断によって緩和できるようにすることを求める。	<p>【支障事例】 現行の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」においては、補助対象基準で輸送量は15人以上と定められているため、人口減少が著しい過疎地域等では、輸送量が15人に達せず、岡山県においても、補助対象系統は、平成20年度の36系統から、平成25年度は22系統と大幅に減少し、また、平均乗車密度が5人未満となり、補助金額が減額される場合も多くなっている。これらの地域間幹線系統は中山間地域等の住民にとって、高校への通学、地域の基幹病院への通院、買い物等の生活の足として不可欠であり、維持していく必要がある。</p> <p>【制度の改正案】 こうした状況を踏まえ、都道府県が特別な支援が必要と考える条例等で指定する過疎地域等(例:岡山県中山間地域の振興に関する基本条例における中山間地域)においては、都道府県の判断で、国の定める範囲内(輸送量12~15人)で、補助対象基準を緩和できるようにすることを提案するものである。</p> <p>【制度改革の効果】 バス路線だけでなく、他の交通手段や地理的な条件などを都道府県で勘案し、判断することにより実態に即した支援が可能となる。</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第6条1項1号別表4	国土交通省	岡山県
172	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう要件の緩和など制度を見直す。	<p>【制度改革の必要性】バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。</p> <p>特に中山間地における交通弱者にとってバスは基軸となる交通手段であることから、中山間地における補助要件の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。</p> <p>【支障事例】広域行政圏中心市へ繋がり複数市町村をまたがって運行する生活の重要路線でありながら、人口の少ない中山間地を含む系統では平均乗車密度が低いため補助要件を満たすことができず、バスの存続が難しくなっている。(採択条件である平均乗車率5人以上では、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線のみとなる。)</p> <p>【効果】要件緩和により、人口が少ない中山間地域を結ぶ系統においても補助要件を満たすこととなり、生活の足を確保することが可能となる。(採択条件である平均乗車率を5人から3人に引き下げると、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線から13路線に拡大される。)</p> <p>【求める要件緩和の内容】補助対象路線の1日当たり輸送量:15~150人について、中山間地域は「15人以上」の要件を9人(本県における平均的な平均乗車密度=3人程度であるため、最低運行回数3回を乗算)まで引き下げる。 補助対象経費の対象:平均乗車密度5人で運行赤字全額について、5人未満は人数按分して算出とされているものを中山間地域は「5人」の要件を3人まで引き下げる。</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4及び別表5	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
336	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、現在、地域間幹線系統に接続している地域内フィーダー系統であれば、仮に今後、地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定に使えるよう制度を見直していただきたい。	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金の現行制度では、複数の自治体間を結ぶ地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統でなければ、市内全域を交通不便地域とし、市内全人口を補助対象数とすることができないこととされている【地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下要綱という。)、別表6、ロ、①・②】が、仮に民間バス路線等の廃止等により地域間幹線系統が無くなった場合、補助額算定の基礎となる補助対象人口が大幅に減少し、現状でも苦しい地域内フィーダー系統の維持がさらに困難になる。</p> <p>地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、交通空白地域等における公共交通の確保維持のため、地域内フィーダー系統については維持していかなければならない。この場合において、交通不便地域だけを対象人口として算定するのは不合理ではないかと考えるため、地域間幹線系統が廃線となった場合についても、他の地域間交通ネットワーク(鉄軌道路線等)に接続する地域内フィーダー系統については、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定【要綱別表7、5】に使えるよう見直していただきたい。</p> <p>(補助額算定の基礎となる対象人口の考え方は別添参照)</p> <p>現状、山武市地域公共交通活性化協議会で実施している公共交通は、幸いにも地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統であるため、対象人口は市内全域56,089人(平成22年実施の国勢調査時人口)であるが、今後もし地域間幹線系統が市内に無くなった場合、運輸局長指定交通不便地域のみが対象人口となる。この場合の想定される対象人口は14,190人である。</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6、ロ	国土交通省	山武市
343	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能となるよう、地域内フィーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	<p>【地域内フィーダー系統補助】</p> <p>平成23年度に創設された「地域内フィーダー系統補助」において補助対象とされるフィーダー系統は、輸送量が15人～150人/日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表6ロ①)となっているが、本県の西讃地域のように、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象であるバス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実状に合わせ柔軟に運用できるようにしていただきたい。</p> <p>そうすることにより、市町におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実により住民の利便性の向上に資するバス路線の一層の充実が図れる。</p> <p>【利用環境改善促進等事業】</p> <p>公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やバスに普及しているICカードの間では、相互利用ができない状況にある。ICカードの共通化を図るためにも本制度の活用を図りたいが、補助対象となるICカードシステムは新規に導入されるものに限定されており活用ができない。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができない状況にある。(要綱別表21(鉄道))そのため、「ICカードシステム導入その他…」の部分でICカードシステムの導入や高度化(共通化)に要する経費その他…」等に変更していただきたい。</p> <p>そうすることにより、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものとする。</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6ロ①、別表21	国土交通省	香川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
435	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における補助要件「計画運行回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量15~150人」について、下限の3回及び15人を撤廃するよう提案する。	<p>【提案概要】</p> <p>平成14年2月に施行された改正道路運送法により、路線バス事業の参入・退出規制が廃止されたことから、利用者の少ない、いわゆる過疎地域等においては、交通事業者により採算が見込めないことを理由とした路線バスの減便・撤退が繰り返されており、地域住民の重要な生活交通手段が危機にさらされている状況である。</p> <p>一方で国の補助制度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱においては、人口が少なく採算を取るのが難しい過疎地域の広域的・幹線路線バスについて、要件を満たすことができず補助対象外となっている。本市でも、過疎地自家用有償運送の実施例があり、また新たな取り組みに向けた検討も行っているが、NPOなどの主体による持続的な実施が困難な場合も多く、路線バスの維持の社会的使命は依然として非常に大きい。周辺市も含めた生活圏の維持・活性化のためにも、国レベルでより細やかな施策を展開することが必要不可欠と考える。</p> <p>そこで、補助要件「計画運行回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量15~150人」については、昨今、全国的に過疎化ないし過疎地域における高齢化が急速に進んでいる社会情勢の変化もふまえ、地域の実情に合わせた補助制度とするため、下限の3回及び15人を撤廃するよう要件の見直しを求める。</p> <p>【支障事例】</p> <p>別紙のとおり</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4の二、ホ	国土交通省	神戸市
842	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 <p>【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 <p>【車両減価償却費等国庫補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。 	<p>本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。</p> <p>山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。</p> <p>車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。</p> <p>(詳細は別紙のとおり)</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表6の口②(1)(及び二)、表7の5、別表8	国土交通省	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
879	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	バス路線の再編に当たって、路線を分割する場合、国庫補助事業(地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助))の補助要件を満たさなくなる場合があるため、こうしたケースに柔軟に対応できるよう制度改正を行う。	<p>広島都市圏においては、多くの路線バスが郊外から都心へ直通路線となっていることから、都心では供給過剰となっている。その対応として、バス路線の途中に乗継拠点を設けて、都心側を運行する基幹バスと郊外側を運行するフィーダー系統に分割し効率化を図る手法について、現在検討を行っている。</p> <p>検討に当たっては、地域公共交通確保維持事業:地域間幹線系統補助(複数市町村にまたがることや1日当たりの輸送量が15人以上と見込まれることなどを要件とする国庫補助)を受けている路線も対象としているが、分割によりフィーダー系統になった区間については、こうした補助の要件を満たさなくなる場合が想定される。</p> <p>この結果、バス事業者や地方自治体の負担が大きくなり、こうしたことが支障となり再編が進まなくなる可能性がある。</p> <p>一方、国においては、本年5月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正され、同法に基づく交通計画を自治体が策定した場合は、道路運送法上の特例を受けることができるなど、路線等の再編を実現しやすくする制度が盛り込まれた。こうした制度を有効に活用し、バス路線の再編等によりバス活性化を図るため、同法に基づく交通計画を策定した場合は、その計画期間内において、地域間幹線系統補助については、再編により輸送量の補助要件を満たさない場合においても、再編前と同様に補助対象として取り扱うこと。また、再編により、既存系統の一部を地域内フィーダー系統に移行する場合は、新たに運行を開始するものの補助要件を満たさなくなるが、補助対象として取り扱うことなどの補助要件の緩和が必要である。</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表6の二①	国土交通省	広島市
177	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかる事務の都道府県への移譲	地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定め、運用することができることとするため、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」について、以下の点を修正する。 第4条 外客来訪促進計画への位置づけを不要へ 第11条 第2項 本法律で定めるのではなく、各都道府県の条例で定める 第13条～第21条 不要(各都道府県条例による)	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>ここ数年、境港への大型のクルーズ客船の寄港が相次いでいるが、寄港地での通訳ガイド確保のニーズに応えられていない。また、鳥取の特色であるエコツーリズムやスポーツツーリズム等をテーマとした観光の推進を図っているが、当該分野に精通した通訳案内士の有資格者は存在せず、無償で県内観光団体や、ボランティアガイドが対応している状況。このことが、本県の特色あるインバウンドの推進に当たり、ネックになっている。全国的にも、通訳案内士不足、またコスト高が要因で、無資格者が通訳案内業務を行っていることが常態化しているとも聞く。現在、鳥取県を対象とした地域限定通訳案内士制度は存在しない。地域限定通訳案内士制度は、過去に複数の自治体で実施されていたが、試験実施等の事務量の割に受験者が集まらず、制度の休止が相次いでいると聞いており、試験実施のコストが制度運営のネックとなっていると考えられる。また、通訳案内士からのヒアリングによると、試験のレベルが非常に高く、試験の難易度が通訳案内士の不足の一要因。</p> <p>【期待される効果】</p> <p>地域限定通訳案内士の人数が大幅に増加し、通訳ガイド不足が緩和されるとともに、地域の観光知識を豊富に有し、一定の外国語能力もある地域の人材を活用し、地域独自の観光形態の推進を図ることができる。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>外国語の能力については、外国語能力検定試験の一定水準を基準とすることで担保し、観光情報の知識については、所定の研修を受けることで担保することを想定。</p>	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 第4条、第11条～24条	国土交通省 (観光庁)	鳥取県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
828	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	<p>国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。</p> <p>また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。</p>	<p>現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。</p> <p>地方分権の観点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的に行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。</p>	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土交通省	兵庫県
60	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	<p>国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。</p> <p>また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。</p>	<p>現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。</p> <p>地方分権の観点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的に行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。</p>	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土交通省	関西広域連合

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
112	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	下水道に関する排水区域、管渠を都市計画に定める事項から削除すべきである。	<p>都市の排水処理については公共下水道、農業集落排水、浄化槽、灌漑排水、準用河川などの手法があるが、都市計画に位置付けているのは下水道法で位置付けられる下水道だけであり、都市内の排水処理の全てを都市計画では網羅していない。</p> <p>現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置付けられているが、都市の成熟化や人口減少の時代となった現在、当初の都市計画的観点が希薄となっており、近年行われている手続きは、家1件の建築に伴う区域の追加や、区画整理により市街化編入した区域の追加など、都市計画的議論の余地がないものがほとんどである。</p> <p>また、都市計画図の中に下水道の排水区域を図示しないため、一般の方が都市計画決定された下水道の排水区域を見るためには、都市計画案を縦覧するか、都市計画決定図書との原議を開示請求するしかない。</p> <p>下水道の管渠は下水排除面積1,000ha以上のものについて決定することとなっているが、どのようなルートで下水が流れるかを示した図に過ぎず、地下鉄の決定のように平面位置や縦断高さを決定して他の構造物に対して制限を掛けるようなものではない。また、管渠は一般的に道路下に占用するため、土地収用の必要も生じない。</p> <p>下水道の都市計画決定については、土地収用の観点や都市計画的な観点から市民にとって迷惑施設となる可能性がある処理場、ポンプ場などの施設の位置に限定し、排水区域及び管渠の項目を削除すべきである。</p>	都市計画法施行令第6条第1項第6号 都市計画運用指針C-C-1.(1)	国土交通省	仙台市
113	都市計画法の改正	都道府県知事の認可が必要となる都市計画事業から下水道を削除すべきである。	<p>現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置付けられているが、都市の成熟化や人口減少の時代となった現在、当初の都市計画的観点が希薄となっており、都市計画的議論の余地がないものがほとんどであり、都市計画道路や都市公園のように都市計画事業として整備を行う必要がある事業とは異なり、下水道事業は下水道法で整備計画が担保されていることから、都市計画事業認可取得手続き自体が事務的な負担となっている。</p>	都市計画法第59条第1項	国土交通省	仙台市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
254	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、「市街化調整区域において、法に基づく許可を受けて建築された後、一定期間適正に利用された土地等を利活用する開発行為で、工場等の用に供する用途で周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるもの」の要件追加。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用することは都市計画法第34条に定められた許可基準に該当せず原則許可されない状況となっている。</p> <p>市街化調整区域は原則開発が抑制されるべき区域であるが、人口減少が著しく、産業が停滞している状況にある本市においては、広大な敷地を有し、建築に併せて各種インフラも整備されている当該土地・既存建築物が、企業の受け皿として有効活用され、地域産業の活性化、雇用の確保につながっていくことが望ましいと考えている。</p> <p>これらの既存建築物の未活用は空き家や廃墟の増加につながり、周辺環境や治安の悪化の原因ともなる。また、既存建築物や開発許可を受けた土地の有効活用は、既存集落や生産活動を維持するための貴重なストックとしての役割を果たすだけでなく、市街化調整区域における農地転用の伴う開発行為の抑制につながることも期待されることから、周辺環境に影響を及ぼさない、一定期間適正に利用された土地であることなど、一定の要件に合致した場合は既存建築物の工場への用途変更への制限を緩和できるよう、法律への明文化についてご配慮いただきたい。</p> <p>【現行制度で対応困難な理由】</p> <p>都市計画法第34条10号については、一定(概ね1ha以上等)の広がりを持たない特定の土地・建築物を対象に地区計画を定めることは困難であること、同法同条14号については、「開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができないこと」から現行制度での対応が困難である。</p>	【都市計画法】・第34条第1項第1号～14号 【開発許可制度運用方針】・Ⅱ-13	国土交通省	高岡市
344	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(公共施設跡地利用)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されている。合併した自治体を持つ公共施設においては統廃合等の検討を行っている自治体も多く、また、本市においては、市街化調整区域にも多くの公共施設が建築されている。しかし、公共施設においては開発許可不要として建築された施設が数多く存在し、市街化調整区域内で見直された施設においては多くの制限があり有効利用が困難な状況であるため、公共施設跡地の有効利用に関して制限等の緩和をお願いしたい。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>本市は平成18年2月27日に旧合志町と旧西合志町が市町村合併し誕生したが、合併前にそれぞれで、整備した庁舎、文化施設、体育施設等、多様な用途の重複する公共施設が多く存在する。</p> <p>公共施設の維持管理に要する費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、将来的な、社会情勢やニーズの変化によっては、統廃合等の措置が必要となる。</p> <p>しかし、現在、本市面積の約9割を占める市街化調整区域内に立地する公共施設については、都市計画法第34条の規定により開発が制限されることから、現在の要件では、民間事業者へ売買などを行う際に支障があり多くの土地が市の遊休財産となることが想定されるため、</p> <p>【都市計画法第34条の改正(案)】</p> <p>「ただし、普通地方公共団体が相当期間保有し適切に維持管理された公共施設等の跡地利用については、地域の振興と活性化に寄与し周辺の市街化を促進しない行為である場合にあってはこの限りではない。」</p>	都市計画法 第34条	国土交通省	合志市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
345	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(市町村の財政的自立に資する開発)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されていることから、地方自治体による創造的なまちづくりに支障を来している。 そのため、市街化調整区域内の開発要件について、一部規制緩和を行うことにより、土地利用についての自由度を高め、新たな雇用の場の創出による、地域経済の活性化を図りたい。	【制度改正の必要性】 本市は、政令市である熊本市に隣接しており、都市計画法上の熊本都市計画区域内に位置している。 市域の約9割は市街化が抑制されている市街化調整区域であることから、市南部の熊本市に隣接する約1割の市街化区域に人口が集中し、地域バランスを欠く状況。また、人口については、年々増加している状況であるが、個人市民税等の増収は緩やかであり、一部地域に集中した人口増加に対応するための、道路、上下水道、学校、保育所等のインフラ整備に必要な財源の確保が喫緊の課題となっている。 そのため、本市では、企業誘致、6次産業化の促進、産学官連携促進等、新たな雇用創出による市財政基盤強化への様々な取り組みを行っている。 しかし、本市の市街化区域においては余剰地が殆ど無く、約9割を占める、市街化調整区域内においては、開発行為が制限されることから、新たな企業誘致に伴う事務所・工場の設置や6次産業化に必要な農産物の加工場の設置等について土地利用の観点で支障を来している。 そのため、都市計画法第34条による市街化調整区域内の開発許可要件を一部緩和し、各自治体の創意工夫によるまちづくりを促進すべきと考える。 【都市計画法第34条の改正(案)】 新たな要件見直しとして「市町村の財政的自立に資する、開発であり、かつ、周辺地域における市街化を促進する恐れがなく、市町村長と都道府県知事が協議のうえ認めたもの」について市街化調整区域内の開発を認めるものとする。	都市計画法 第34条	国土交通省	合志市
709	市街化調整区域における開発許可基準の追加	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域内においては、都市計画法第34条第1号及び同法施行令第21条第26号の規定により、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設については、開発行為が認められているが、障害者総合支援法第77条に基づき、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業に係る施設は原則開発行為が認められていない。日中一時支援サービスなど、利用できる事業所が不足しており、障害者が住み慣れた地域で身近な場所で障害福祉サービスを提供してもらうための障害者の特性に応じた適切な対応施策の実施が求められていることも踏まえ、市街化調整区域内においても当該事業に係る施設の建築を行いやすく、日中一時支援などのサービスができるようにしたい。 【現行制度で対応困難な理由】 都市計画法第34条第14号(開発審査会)において、愛知県開発審査基準において定められていないため、対応が困難です。	都市計画法第34条、同法施行令第21条	国土交通省	安城市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
714	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	「都市計画運用指針」で示している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情により、市町村土地利用施策が制度面から支障が生じているなどの市町村の場合は、その市町村の土地利用構想に基づき市街化を図るべき区域」とするなど考えられる。	<p>【町都市計画の経緯】 本町は、S39年に新産業都市建設促進法の指定がされ、国・県主導の新潟東港開発を機にS39年都市計画指定、S45年に近隣市町村と新潟都市計画区域として線引きされた。結果、政策的な必要性に迫られたものといえ、大部分を占める地域は市街化調整区域となった。</p> <p>【支障事例】 現在、町都市計画マスタープランに基づき、個性豊かで特色ある独自のまちづくりを進めているが、実現化にあたっては区域区分規制で困難となっている。例として、S52年の役場庁舎移転や町制施行を機に、役場周辺地区に公共施設を整備し、地区を「中心市街地促進エリア」とし住環境整備促進しているが、市街化調整区域により円滑な促進が抑制されている。新潟都市計画区域は、3市町構成で、区域区分変更は単独市町ではできず、また、区域区分の考え方は、都市計画法第7条に関連して都市計画運用指針に示されているが、市街化区域編入は確固たる整備の担保性、さらに、全体人口フレームの調整等から変更要件が厳しく、まちづくりの自由度は極めて低いものとなっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 線引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、線引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大きく変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考え、よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望むものである。</p>	都市計画法第7条 都市計画運用指針 IV-2-1-B	国土交通省	聖籠町
180	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲	都道府県が起業者である事業については、国土交通省(地方整備局)が事業認定を行っているが、これを都道府県が事業認定を行うことができるよう権限移譲を行うこと。	<p>【支障】社会資本の整備は、地域のニーズを踏まえ迅速な推進を図る必要がある。しかしながら、都道府県が起業者である事業については、土地収用法第17条に基づき事業認定を国土交通省(地方整備局)が行っていることもあり、迅速な対応ができない。県によっては、約3年間に10回程度の事前相談を行い、必要性を理解してもらった例や、そもそも土地収用の必要性を理解してもらえず、事業そのものの進捗が図れていない例もある。</p> <p>【改正の必要性】事業の必要性や公益性などの判断は、地域の実状に精通した地方自治体においても可能であることから、都道府県が起業者である事業については、都道府県へ権限移譲する。これにより、迅速な判断を可能とし、コストを減らしつつ、社会資本整備の事業効果を早期に出現することができる。</p> <p>【懸念の解消策】国が起業者である事業については、国土交通省(本省)が事業認定を行っていることから、都道府県が起業者である事業の事業認定を都道府県が行うことは許容されるものと考え。また、公平性は、事業部局以外の職員が事業認定の事務を行うこと(参考:改正後の行政不服審査法の審理員)や、土地収用法34条の7に基づく審議会を活用することなどにより担保できる。</p>	土地収用法17条	国土交通省	佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・沖縄県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
279	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付けの付与	都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設として位置づけ、公園管理者による電気自動車用充電器の設置を可能とすること。	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>都市公園等については電気自動車等用充電器の需要が大きく見込まれるところであるが、電気自動車等用充電器が都市公園法上の公園施設として位置付けられていないため、公園管理者が公園施設として設置することができない。</p> <p>将来、電気自動車の利用者となる住民の多くが既に都市公園を利用しており、都市公園は住民にとって身近な公共施設である。また、急速充電時には約30分を要するが、都市公園にある広場や遊具、運動施設や教養施設などで、この時間を有効に過ごすことができる施設が既に整備されている。このように、電気自動車等用充電器の需要が期待できる。</p> <p>都市公園法施行令第5条を改正し、電気自動車等用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けること。</p>	都市公園法施行令第5条	国土交通省	埼玉県
384	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引に係る土地売買等届出(事後届出)の届出期限を、現行の2週間以内から3週間以内に緩和することを求める。	<p>【支障事例】</p> <p>土地売買等届出(事後届出)の届出期限は契約日から2週間以内であるが、全国の期限内届出率は73.9%(H24)と低く、無届取引件数は4,400件(H24)に及ぶ。熊本県においても、期限内届出率は71.1%(H24)と低く、無届取引件数は73件(H24)に及び、無届取引件数の76.5%(H23～H25熊本県平均)は遅延届出(期限後に自主的に提出するもの)であり、遅延届出のうち約1割(同平均)は契約日から3週間以内に提出されている。</p> <p>このことから遅延届出者は、制度を認識しているものの期限内に提出できない者が多いことや、離島等遠隔地にいる者には負担であることが推測され、その要因として届出期間の不足が考えられる。</p> <p>また、都道府県は、昭和54年土地利用調整課長通達を踏まえ、無届取引に関する事務処理要領を定めており、違反者に対して指導を行っている。さらに、遅延届出は法による届出とみなされないため、土地取引の現況把握や傾向分析に活用する土地取引規制実態統計に含まれず実態が反映されないほか、届出者にとっても森林取得時の届出免除(森林法第10条の7の2)が適用されない。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>上記実態を踏まえれば、届出期限を3週間に緩和することで、遅延取引の約1割(熊本県を基にした試算: H24全国無届取引件数: 4,400件×0.765×0.1=336件)が期限内届出となることにより、遅延取引に係る都道府県、市町村の違反指導事務(県・市町村合計2h/件程度)や届出者の負担が軽減される。また、期限内届出が増えることで、統計データの精度向上や、森林法届出免除の適用者の増加が見込まれる。</p>	国土利用計画法第23条第1項 昭和54年12月24日付付54国土利第401号土地利用調整課長通達「無届取引等の事務処理について」の別添「無届取引等事務処理基準」	国土交通省	九州地方知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
362	違反広告物に対する簡易除却等に係る景観行政団体への権限移譲	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。	<p>【制度改正要望の経緯・必要性】 景観行政団体は景観計画に基づき屋外広告物条例を策定することにより屋外広告物の規制(第3条～5条、7条・8条)を自ら行うことができる。一方で、違反広告物に対する処置の法第7条及び第8条に規定されている簡易除却等を行う場合には、権限を持つ県からの権限移譲を受けて行わなくてはならない。景観行政団体が景観行政と屋外広告物の規制を一元的に実施する際には、簡易除却等の対応も不可欠なものであり、これを現行法のように、権限を持つ主体を分離していることは不合理である。</p> <p>【具体的支障事例】 また、具体的支障事例として、簡易除却等を行う権限を特例条例により県から景観行政団体に移譲しているため、県から財源移譲すべきという考えがある一方で、景観行政団体は独自条例を制定済であるため独自財源で対応すべきという考えがある。このため、県から景観行政団体への財源移譲が困難である。</p> <p>【課題の解消策】 よって、景観行政団体においても、自らの権限に基づき簡易除却等が行えるように法第7条第2項から第4項及び第8条において、「条例で定めるところにより」の文言を加えることを求める。また、法律の改正が実現した際には、これらの事務を行うのに必要となる財源措置をあわせて求める。</p>	<p>・屋外広告物法第7条、第8条、第28条 ・平成16年12月17日付け国都公緑第148号 国土交通省都市・地域整備局長通知「屋外広告物法の一部改正について」12.(4)</p>	国土交通省	広島県
442	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求める。	<p>【現状】 岐阜県の地籍調査進捗率(平成25年度末)は15%であり、全国の51%と比較して、非常に遅れている。特に、県土の8割以上を占める山林部は14%と、他の地帯(人口集中地区15%、宅地17%、農地25%)に比べて遅れている。また、第6次国土調査事業10箇年計画の岐阜県計画では、平成22年度から31年度までの10年間で770km²を地籍調査を実施する(平成31年度末に進捗率23%とする)ことと定めている。</p> <p>【支障事例】 地籍整備を推進するための地籍整備推進調査費補助金制度は、地方公共団体及び民間事業者が、用地測量等の成果を活用して、国土調査法第19条第5項指定に係る申請を積極的に行えるよう創設されたものであるが、補助対象地域が都市部に限定されている。平成25年度末時点の当県の地籍調査対象面積8,625km²のうち当制度の対象面積は2,369km²で、約7割の土地が補助対象外のため、現行制度では山林部の地籍整備率の向上がほとんど見込めない。</p> <p>【支障事例の解消策及び効果】 公共事業等に伴う用地測量は、補助対象地域である都市部(人口集中地区及び都市計画区域)外でも多数実施されており、また、補助対象地域外の市町村等から補助制度の相談も受けていることから、補助対象地域要件として農村部、中山間地域を加えることで、更に積極的に法第19条第5項指定に係る申請が行われることが予想され、地籍調査の進捗率が特に低い山林部の地籍整備の推進を図ることができると考えられる。</p>	地籍整備推進調査費補助金制度要綱第3第1項	国土交通省	岐阜県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
646	都道府県が行う公共測量の実施・終了時における公示義務、公共測量における永久標識の設置等に係る都道府県事務の廃止	事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行うことを求める。 また、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の通知について、都道府県を介さず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>測量法第14条及び第39条により、公共測量においては、都道府県は、測量計画機関から通知を受けた時は、その実施時及び終了時における公示が義務付けられており、本県においては、平成25年度に48件×2(実施、終了)=96件の実績がある。当該制度は、広く一般に周知することによって、関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な、土地の立入及び通知、障害物の除去、土地等の一時使用、土地の収用又は使用の権利行使が起り得ることを知らせるものであるが、周知については測量計画機関が直接行うことが可能と考えられ、事務の簡素化の観点から、都道府県知事が公示する必要性に疑問がある。</p> <p>また、測量法第21条、第23条及び第39条により、公共測量において、都道府県知事は、測量計画機関から永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の通知を受けた時は、その旨を関係市町村長に通知することとなっているが、都道府県知事に通知する必要性は特になく、都道府県知事が関与する事務については、事務の簡素化の観点から、必要性に疑問がある。</p> <p>【具体的な効果】</p> <p>これら事務の変更により、80時間/年間程度の事務の簡素化が図られると想定される。</p>	測量法第14条、第21条、第23条、第39条	国土交通省	長崎県
655	山林の土地境界確認方法の簡素化	山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員でなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村離れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により土砂崩れや災害が近年多数発生している。これを受け、市としても順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もあり、なかなか境界の確定が進まない状況である。</p> <p>ついで、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行うことを可能としたい。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・誤りを申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないと考える。</p> <p>例えば、度々訴訟に発展する土地収用に関する制度をみると、買受権の消滅など、公告後一定期間内に権利者(確知できない者)から申し出がなければ、関係者の同意、権利の消滅を擬制する制度がある。よって、共有地の境界確定案について、土地収用の制度同様、公告、一定期間(必要に応じて期間を設定)の縦覧を行い、代表者以外(確知できない者)の権利保護を図ることにより、代表者のみの境界確認を可能にできないか。</p>	地籍調査作業規程 準則、第23条、第30 条第1項・第2項 地籍調査作業規程 準則運用基準第15 条の2 平成23年3月18日付 国土国第633号国 土交通省土地・水源 局国土調査課長通 知	国土交通省	大野市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
664	駐車場法施行令の見直し	<p>駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。</p> <p>また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もことから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。</p>	<p>【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの間に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。</p> <p>また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。</p> <p>【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。</p> <p>また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	駐車場法施行令第7条 駐車場法施行令第12条	国土交通省	川崎市
751	都市計画法に基づく開発許可制度運用指針の改訂	<p>開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等関係 (18)医療施設関係において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加すること。</p>	<p>【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液化化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関(要配慮者施設)が存在している。</p> <p>こうした施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能となっている。単独での高台移転は同法の特例の対象外という制度である。</p> <p>しかしながら、被災時における救急医療体制を確保するため地域性を踏まえたときに、該当施設の場合、市街化区域内にある程度まとまった土地が無いことから、近隣の市街化調整区域への移転が最適であると判断されるが、運用指針に記載が無いため、許可が得られない状況である。</p> <p>そのため、開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等関係 (18)医療施設関係において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加することにより市街化調整区域内の適地への移転許可が可能となり、被災時の救急医療が強化できる。</p>	開発許可制度運用指針	国土交通省	豊橋市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
871	都市計画決定以前の緑地について国庫債務負担行為による先行取得を可能とすること	相続等により緊急に保金が必要となる緑地の用地取得について、都市計画決定前に用地の取得を可能にするよう制度を見直す。	<p>【支障事例】 「特別緑地保全地区」等に指定されていない緑地について、相続等により緊急に保金が必要となった場合、現行制度では、国庫債務負担行為による先行取得が不可能である。そのため、市単独での用地取得となるが、財政的負担が大きく対応に苦慮しており、緑地の保全が難しい状況となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付け国総第633号)によると、国庫債務負担行為により先行取得を認める事業として緑地保全事業が示されているが、先行取得の対象となる土地の範囲について、土地計画決定が行われており、かつ、都市計画事業認可を受けている事業という要件が設定されているため、緊急に保金が必要となった緑地を国庫債務負担行為により先行取得することができない。緑地保全の観点から、緊急に保金が必要となった緑地については、地権者の了承が得られ、かつ、都市計画を予定している土地についても対象とするよう要件を緩和することを求める。</p>	「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」平成14年6月28日付け国総第633号	国土交通省	さいたま市
13	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること。	<p>【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受けるとの結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。</p> <p>【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえで、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。</p>	農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項 「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63年8月18日付け63構改第855号)第4の4連絡調整等	農林水産省、 経済産業省、 厚生労働省、 国土交通省	佐賀県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
514	運航労務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準行政に関する事務及び個別労働関係紛争の解決の促進に関することを都道府県に移譲する。	労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となると考えられる。 そこで船舶所有者及び船員等と他の行政分野において、より接点のある都道府県が当該事務を所管することで、より具体的な相談業務や紛争解決に資することが可能であり、かつ都道府県は地域において労働組合や警察等との接点があるため、国が実施するより多様な観点からの紛争解決を図ることができる。また、これらの事務を都道府県が執行することで、船舶所有者や船員の労使等の問題について、スピード感を持って県行政へ反映することが可能であると考ええる。	船員法第101条、第102条	国土交通省	神奈川県
380	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするとともに、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。	【制度改正の必要性】 下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備され水洗化された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建替の時期に来ている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。 本県では2町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があったため、し尿処理施設の建替をせず、下水道施設と一緒に処理した事例がある。その場合、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となった。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。 また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため1下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができることとすることを併せて提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱 下水道法第4条	環境省、国土交通省	九州地方知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
511	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	倉庫業の営業登録、変更登録、軽微変更の届出、トランクルーム認定等に係る事務、倉庫業の監査等の指導監督事務について、移譲を求める。	<p>当該事務は、県（一部市）が行っている建築基準法の建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。</p> <p>国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。</p> <p>そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、倉庫業の営業登録などの事務と合わせて、同一の行政庁が建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務を効率的に進めることで、適正な倉庫業の運営を確保しつつ、倉庫利用者の利益を保護するなどの対応が総合的なものとなり、倉庫の円滑な整備に資する。</p> <p>なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。</p>	倉庫業法第3条～第7条、第25条、第27条	国土交通省	神奈川県
749	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移譲を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策特措法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	<p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。</p> <p>また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。</p> <p>これらの施設は、集団移転促進事業に関して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特例や集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。</p> <p>しかしながら、これらの施設の周辺には住居が無い、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の重要施設(要配慮者施設)の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中心とした対応能力の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。</p>	南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条、第16条	内閣府、国土交通省	豊橋市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
1	河川法に基づく流水占 用料等の徴収方法を 条例で定めることとす る規制緩和	河川法第32条で政令に委任している流水 占用料等の徴収方法を、条例で定めること を可能とする規制緩和。	【支障】河川に係る流水占用料等(河川法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第2 3条の2の登録を受けた者から徴収することができる流水占用料、土地占用料又は土石採 取料その他の河川産出物採取料をいう。)については、河川法施行令第18条第2項に定め るところにより、流水占用料等の期間が複数年に及ぶ場合でも毎年度徴収しなければならない。 しかし、本県の流水占用料等のうち特に土地占用料については、毎年の調定件数千 百件のうち高額な2件(ゴルフ場)を除けば、平均が3,000円程度と低額である。 このように低額な流水占用料等も毎年調定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の 観点から問題がある。 【改正の必要性】流水占用料の徴収方法を政令ではなく、条例で定めることにより、流水占 用料等の期間が複数年に及ぶ場合は、希望により全許可期間分を一括徴収することを可能と したい。これにより、県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による 住民サービスの向上が実現できる。なお、道路法においては、占用料の額・徴収方法は条 例に委任(道路法39条2項)されており、本県では、道路占用料については複数年度にまた がるものを一括徴収することを可能としている。	河川法第32条第2項 河川法施行令第18 条第2項	国土交通省	佐賀県
10	かんがい用水の目的 外利用における申請手 続き及び財産の処分 等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利用(畜産用水 等)について、変更、新規取得手続き、目 的外利用申請の簡素化及び目的外利用 に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう 制度改正を要望する。	本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫 補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいを行っている。しかし、耕作放棄 等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生しており、将来的に 当該施設の維持管理が困難となることが予想される。 当該地域に畜産施設や農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用する には目的外利用(畜産用水、工業用水等)になるため、県が行う変更・新規取得手続き・目的 外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内で用途の定め の取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続きになるよう制度改正 を行うことを要望する。 また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものを見なすことができ るが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受益者と同様に使用料等を負担するため)場 合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、 目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制度改正を要望する。	河川法第23条、補 助事業等により取得 し、又は効用の増加 した財産の処分等 の承認基準につい て(平成20年5月2 3日20経第385号 農林水産省大臣官 房経理課長通達)第 4条	国土交通省、 農林水産省	新見市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
361	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し	<p>流水占用許可等に当たり、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を審査対象とし、占用の目的を安全・確実に実行させるため、都道府県が有する流水占用許可等の権限に関して、</p> <p>①河川法施行規則第11条第2項等に定める流水占用許可等の申請書類に、申請者の「法人登記簿」、「財務諸表」及び「流水占用料等を納付したことを証する書類」を追加していただきたい。</p> <p>②河川法施行令第18条の改正により、許可の附款(解除条件)として、流水占用料等の納付義務を課することができるようにしていただきたい。</p>	<p>【支障事例】 本県においては、河川法第32条第1項の規定に基づき、条例により、同法第23条等の流水占用許可等を受けた者に対して流水占用料等の納付義務を課しているところであるが、経営が健全でない法人等が未納のまま許可等の更新を行う例があり、占用目的が適切に実行されない懸念がある。 (河川流水占用料等の収入未済額：平成25年度 29,927千円)</p> <p>【制度改正の必要性】 現行の占用許可に当たっては、治水・利水上の観点から許可基準を定めており、許可申請者が許可を受けた後、占用の目的を安全かつ確実に実行できるかという観点に欠けている。 許可等を受けた者は、公共財産を排他的に使用し、営利を上げることになることから、河川が適正に利用され、公共の安全が保持されるよう、許可の審査に当たっては、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を確認する必要がある。</p> <p>【改正案】 ①河川法施行規則第11条第2項第7号を第8号とし、第7号として次の条文を追加 「七 法人登記簿、財務諸表及び流水占用料等を納付したことを証する書類」 ※現行の第7号「その他参考となるべき事項を記載した図書」で対応可能ではないかとの指摘については、同号は、治水・利水上の観点から許可を出すに当たって必要とされる書類を想定していることから、当該規定で対応するのではなく、明確化することを希望する。 ②河川法施行令第18条第2項第3号の次に、第4号として次の条文を追加 「四 法第23条、第24条若しくは第25条の規定による河川管理者たる都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事から課された流水占用料等を納付しない場合は、都道府県知事は、当該許可を取り消し又は許可の更新をしないことができること。」</p>	<p>・河川法施行規則第11条第2項 ・河川法施行令第18条第2項</p>	国土交通省	茨城県
705	準用河川の用に供されている国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限移譲	<p>不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の嘱託を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。</p>	<p>【権限移譲の必要性】 1 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。 2 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っている。 3 河川法に基づく市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を行っている。 市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく(財産管理としての境界立会、登記嘱託等の事務も市町村が行うことが効率的である。 1と2の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。</p> <p>【当県における事務の実績】 1 国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度：実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度：16件、平成24年度：14件 【特例条例による市町村への移譲状況】 本県内：1、2ともに42市町村中、32市町村(76.2%) 全国：国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県</p>	<p>河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31条の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号、不動産登記法116条</p>	国土交通省、財務省	鹿児島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
51	道路構造基準の条例 委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道だけに適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一管理者が2つの構造基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	道路法 第30条第3項	国土交通省	愛知県
52	道路標識設置基準の 条例委任適用範囲の 拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道だけに適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一道路管理者が2つの設置基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	道路法 第45条第2項	国土交通省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
302	道路法(道路の構造の技術基準、道路標識の基準)の条例委任	道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したところであるが、条例委任については、県道及び市町村道にのみ適用されるものであり、県が管理する指定区間の国道については適用されないこととなっている。道路管理者の一体的な管理の観点から県が管理する国道についても適用できるようにすべきである。	<p>【現状と支障事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路管理者が、道路構造と標識設置に係る基準について、国道と県道の管理に2つの基準を使用している現状にあり、業務の煩雑化を招くとともに、地域の実情に応じた道路整備及び管理の支障となっている。 具体的には、指定区間外国道において、整備済み区間と新たに整備する区間で幅員が異なってしまう事例が生じ、地域の実情に応じた車道(路肩)及び歩道に係る幅員設定ができない。また、管理する指定区間外国道の道路標識においても、県道の様に地域の実情に応じた文字設定ができないこととなっている。 <p>【課題解決のための施策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道の構造の技術基準を県が管理する指定区間外国道についても委任を求める。 法令の規定としては道路構造基準第30条1項で国道と表記されていること及び2項に指定区間外国道に関する表記がないことが支障となっている。このため、道路法第30条第1項の「国道」を「直轄国道」とし、第2項の「都道府県道及び市町村道」に「指定区間外国道」を追加していただきたい。 委任された場合の構造の技術基準については県が定めた条例の内容と同様としたい。(参考資料として「資料1」を添付。) <p>なお、道路標識については、設計速度に応じて設定されている文字の大きさについて、県条例によって、1.0～1.5倍の範囲内で自由に設定できることとした。(参考資料として「資料2」を添付。)</p> <p>【その他】</p> <p>同一構造規格の場合に交差点部分で、直轄国道と指定区間外国道の構造が異なることが懸念されるが、現時点では、このような事例がないため対応策は検討していない。</p>	道路法第30条第1項及び第2項、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令	国土交通省	福島県
647	社会資本整備総合交付金の採択要件の緩和(港湾改修事業のうち維持補修を対象としたもの(港湾施設改良費統合補助事業))	港湾改修事業のうち小規模なものは採択要件が事業費2億円以上5億円未満となっているため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。	<p>【支障事例】</p> <p>社会資本整備総合交付金(港湾改修事業のうち維持補修を対象とする港湾施設改良費統合補助事業)の採択要件は事業費で2億円以上5億円未満となっており、1港で採択要件に満たない場合は、他港の補修事業と合併するなど採択要件に合致するよう調整する必要があり、補修箇所が点在しないような調整に苦慮している。</p> <p>例えば1港の1施設が要補修となっても、他施設や周辺港湾との合併で1件2億円以上とならなければ採択不可となるため、車止めや防眩材の欠損など、安全対策上早期の補修が必要でも対応できず、港湾利用者の安全性確保が出来ないことから、利用制限等の支障が生じている。現在、採択要件に合致しない施設の補修は県単独費での対応となるが、予算不足により必要最小限の部分的な補修のみで十分な対応が出来ないのが実情である。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>本県管理港湾は重要港湾4港、地方港湾77港で、港湾施設約3,300施設を有しており、今後増加する港湾施設の維持・補修事業を計画的に行うためには県単独費用のみでの対応が困難なため、今後も統合補助事業の活用が不可欠であり、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)によって効率的な港湾施設の維持補修が可能となるものと考えている。</p> <p>なお、道路事業の採択要件は下限額設定なし、当該事業の市町村管理港湾の採択要件が9千万円以上となっていることから、県管理港湾の下限額を1億円程度とすることが妥当と考えている。</p>	社会資本整備総合交付金交付要件 網ロ-2港湾事業 網ロ-2-(1)港湾改修事業	国土交通省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
79	社会資本整備総合交付金事業における交付金間の流用について	<p>現在、交付金事業は社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の2本立てになっているが、従来、一つの交付金事業で自由に活用できていたものが事業間での利用が出来ないケースが生じるなど自由度が低下し、使い勝手の良さが評価されていた交付金制度の魅力が低下しているため、社会資本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直しを行い、交付金事業の魅力の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。</p>	<p>【地域の実情】 松山市の下水道人口普及率は59.9% (H24末)であり、全国平均76.3% (H24末)と比較しても16%以上低い数字となっている。また、松山市は南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されていることや耐用年数を迎えている施設があるため、耐震化・長寿命化も喫緊の課題となっている。</p> <p>【国の方向性】 国においては汚水処理施設の整備を今後10年間で概ね完成することを目標に掲げており、松山市では、早急な未普及改善事業の進捗が必要となっている。</p> <p>【懸念の解消策】 しかしながら、下水道財政の硬直化を防ぐため、建設投資規模の拡大は見込めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に進めていくよう、五箇年計画を策定し、計画的に事業を進めているところであるが、防災・安全交付金に含まれる浄化センターなどの施設の長寿命化や耐震化は事業規模が大きく、大幅な内示額の減少に対して対応できない。従前は、未普及改善事業で調整していたが、防災・安全交付金が創設されたことにより、施設の長寿命化・耐震化と未普及改善事業間の調整が出来なくなったため苦慮している。</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱 社会資本整備総合交付金の計画別流用について(平成23年3月31日改正) 国土交通省説明資料(HP) 「社会資本整備総合交付金制度等の関係」</p>	国土交通省	松山市
87	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	<p>地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和</p> <p>1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。</p> <p>2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。</p> <p>3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる「(平成23年度までに着手された事業に限る。)」を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。</p>	<p>要約版</p> <p>【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。</p> <p>【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。</p> <p>一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5」帰宅支援場所の機能を有する公園緑地は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。</p> <p>また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。</p> <p>【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。</p> <p>このことは、民間開発事業者が設置すべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。</p> <p>さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第2編 イ-12-(1)、イ-12-(11)</p>	国土交通省	松山市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
287	老朽化する都市公園の管理に対応した長寿命化対象事業の要件緩和	「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。	<p>【現状】 高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老朽化が進展している。 (本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4,892箇所が開設されている。) このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施設の維持保全、撤去・更新等に係る費用が最小となるよう「公園施設長寿命化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。</p> <p>【制度改正の必要性等】 しかし、「公園施設長寿命化対策支援事業」は市町によって、面積要件などの交付対象事業の要件を満たさない施設があり、近隣住民が日常的に使用している施設でありながら、計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況にあり、利用者の安全確保に懸念がある。(そのため、市町からも本県に当該事業の要件を緩和できないか相談が寄せられているところである。) そのため、社会資本整備総合交付金交付要綱を改め、「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。</p>	社会資本整備総合交付金 交付要綱 附属第2編 イー12-1(7)	国土交通省	埼玉県
337	社会資本整備総合交付金における補助要件の緩和	<p>・防災・安全交付金における補助要件の緩和 平成24年度補正予算において防災・安全交付金が創設され、個別事業分野にとらわれずに地方自らが計画するインフラの老朽化対策や、事前防災・減災対策や、生活空間の安全確保のための整備が可能となっている。しかしながら同交付金についても、従前からある社会資本整備総合交付金と同様、従来の補助要件に該当する事業を基幹事業として位置づけ、関連事業や効果促進事業の実施が可能という制度となっている。 このため、地域の安全防災の確保に必要な不可欠な事業であっても、基幹事業に該当する事業が無い場合は交付金事業として実施することができない状況にあるため、補助要件における「基幹事業の必置」という条件を緩和し、従来の補助要件にとらわれずに活用可能な交付金となるよう、要件の緩和をお願いする。</p>	<p>本市は大阪平野の西部にあり、丘一つない平坦な土地で、市域の約30%にあたる地域が平均満潮位以下の低地盤のため、南部臨海地域における雨水排水には、専用の排水ポンプ(抽水場)を活用しなければ海域へ排水ができない状況にある。また、市内には総延長約209kmに渡る水路が縦横に走り、雨水排水において重要な役割を担っているが老朽化が進み、また、地震・津波への対策も十分ではない。 上記施設は、本市特有の性質によるところが大きいため、今までの全国画一的な補助事業には馴染まず、単独事業として整備更新を実施してきたところである。 一方国におかれては、平成24年度補正予算において地域の主体性を尊重した「防災・安全交付金」制度を創設していただいたところである。しかしながら、社会資本整備総合交付金要綱第6において、「基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。」と定められているため、防災安全面において重きをなす施設である抽水場や水路の老朽化・地震津波対策について、防災・安全交付金を活用することができない状態である。 こうした実態を踏まえ、地方が臨む防災・安全対策へ活用できる交付金制度となるよう、交付要綱における要件の緩和を求めるものである。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱 第6 交付対象事業	国土交通省	尼崎市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
583	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。 一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。 このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。 については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。 【支障事例】 ①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業 特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。) また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	社会資本整備総合交付金交付要綱 イ-3(13)、(15)、 イ-8(1)、ロ-3(13)、(15)、ロ-8(1)	国土交通省	山形県
649	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業の緩和	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業は50億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 県内の二級河川は210水系341河川あり、整備後50年以上を経過し老朽化が進行している河川も多く改築が必要となっている。しかしながら、現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である大規模河川管理施設機能確保事業の採択要件は、全体計画50億円以上となっているため、県が管理する小規模な河川では対象とならないことが多い状況である。 【制度改正の必要性】 治水上の安全確保や適正な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱 ロ-3河川事業 ロ-3-(12)大規模河川管理施設機能確保事業	国土交通省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
737	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものとっていないことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	<p>【支障事例・必要性】</p> <p>1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。</p> <p>2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 高潮対策事業、特定構造物改築事業	国土交通省	香川県
122	河川管理施設長寿命化対策(特定構造物改築事業)の制度拡充について	今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする	<p>【制度改正の経緯】 社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業については、地方公共団体が実施する水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概ね4億円以上の施設とされている。 しかしながら、長寿命化対策の重要度、優先度は、事業費の多寡で決めるべきではなく、施設の老朽合い、施設の動作不良による周辺の人や資産等への影響も勘案するなど、地域の実情に応じて決めるべきものである。</p> <p>【支障事例】 石川県には、県管理の堰や水門などの河川管理施設21施設があるが、交付金の対象となるのは5施設のみであり、交付金を活用できないため対策が遅れているその他の16施設においては、今後の河川管理施設の老朽化が進行することとなる。 さらに、長寿命化対策を実施できない16施設のうち、今後20年間で、約6割の施設が建設後40年のライフサイクルタイムを超える施設となり、老朽化が更に進行することとなる。 これら老朽化の影響により、洪水時等の緊急時に動作不良等が生じ、施設機能を発揮できずに、浸水被害が発生する恐れがある。</p> <p>【懸念の解消策】 こうしたことから、事業の多寡にかかわらず地域の実情に応じ、自治体において効果的・効率的に河川管理施設の長寿命化対策を進めていけるよう、交付対象の事業費要件をなくすことが必要である。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 「特定構造物改築事業」	国土交通省	石川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
650	特定構造物改築事業による、管理施設の更新・点検業務の交付金対象事業の緩和	特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改築の費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	<p>【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である特定構造物改築事業の交付対象は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、及び改築に要する費用合計が約4億円以上となっているが、県が管理する施設については小規模なものが多く、対象とならない施設が多い状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱 ロ-3河川事業 ロ-3-(13)特定構造物改築事業	国土交通省	長崎県
652	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和	堰堤改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	<p>【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である堰堤改良事業の交付対象は、総事業費が概ね4億円以上となっているが、長崎県が管理する35ダムについてはそのほとんどが小規模であり、対象とならないダムが多い状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱 ロ-3河川事業 ロ-3-(15)堰堤改良事業	国土交通省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
721	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(ロ-3-(1))」に該当する事業であって、」を削除。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性に迫られているが、現時点では、その交付対象事業として「広域河川改修事業に該当する」との制約が付されている。この「交付対象事業」から「広域河川改修事業」を削除する「規制緩和」が行われることにより、都道府県が多く所管する小規模な河川管理施設への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。(徳島県においては、県管理河川497河川中、広域河川改修事業は8河川なので、全体の約2%にしか適用できない。)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 施設機能向上事業(ロ-3-(2))	国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県
722	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P360の「3. 交付対象事業の要件 (2)堰堤改良事業」中の「①(a) 総事業費が概ね4億円以上…」を「…1.5億円以上」に規制緩和。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性に迫られているが、現時点では、その交付対象要件として「…4億円以上…」との制約が付されている。この「交付対象事業の要件」を「…1.5億円以上」と「規制緩和」が行われることにより、都道府県が所管する既存ダムの小規模な延命化対策への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 堰堤改良事業(ロ-3-(15))	国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
723	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区間以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P386の「⑤-1砂防設備等緊急改築事業」のイ(1)「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して」を「現在の技術基準に照らして」に拡充。 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の事業採択要件では、「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備」に該当することとなり、土石流区間の砂防堰堤等が対象となっている。しかし土石流区間以外についても老朽化や損傷により当初の安定性が確保されていない砂防設備があり、河床の安定や流出土砂の調整は土石流対策と並んで重要である。今後作成する砂防関連施設の長寿命化計画では全ての砂防設備を対象にする予定であるが、厳しい財政状況の中、現在の緊急改築の採択要件に合致しない施設を単独費で対応するのは難しい。 緊急改築の採択要件を拡充することにより、土石流区間以外の砂防設備への対策が可能となり、コストを平準化しつつ国土保全と民生の安定を図ることができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 砂防設備等緊急改築事業(ロ-8-(1)中)	国土交通省	徳島県・大阪府・兵庫県
106	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第7条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可が可能な施設等に駐輪場を読み取れる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。 駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。 金沢市のまちなかは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がり、まちなかの賑わい創出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がる。 このようなことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。	都市公園法第7条 河川敷地占用許可 準則(河川法第24条 関係)	国土交通省	金沢市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
107	樋門の最小断面の緩和	樋門の最小断面は課長通達により内径1.0m以上と決められているが、集水エリア等を考慮し、より小さい断面でも樋門を設置できるよう最小断面の条件を緩和したい。	<p>河川や用水からの排水や取水機能を持つ樋門の設置基準が、現在は課長通達(平成11年10月15日改正)により内径1.0m以上とされているが、金沢市では、平成21年度以降、一定の開度を保持し開口する「バランスウエイト式フラップゲート」を採用しており、より堆積土砂等が排除される構造としている。</p> <p>今後設置する予定の樋門は、市内北部の大宮川の河口付近などを想定しており、既設排水の機能確保を考慮すると、流量的に1.0m以下で十分な箇所が出てくる予定である。将来的に地元が費用負担する樋門が多く、より小さい樋管の方が、地元が修繕や改良する時に金額の抑制効果があり、当然、施工費(初期投資)も抑制できる。</p> <p>求める制度改正の内容は、例えば、通達を改正して、内径1.0mという基準にとらわれることなく、流量や河川構造など地域の実情に応じて樋管のサイズを柔軟に決定できる旨、但し書きを加える等により、柔軟な樋門の設置を可能としたい。</p>	河川管理施設等構造令第47条第2項 課長通達16令第47条関係(2)	国土交通省	金沢市
294	畜舎等の建築基準等の緩和	畜舎等に対しても建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。	<p>【制度改正の必要性等】 建築基準法では、畜舎等に対しても、原則、住宅など一般の建築物と同様の規制が設けられており、木造で大規模な畜舎を建築する場合、延べ面積が500㎡を超える場合には構造計算が必要であるほか、1,000㎡を超える場合には防火基準を遵守する必要があるなど、コスト増加の要因となっていることから、建築基準法の該当項目に畜舎に関する例外規定を設ける。</p> <p>【支障事例等】 規模拡大のため1,000㎡を超える畜舎建設を行った事例では、いずれも木造ではなく、鉄骨造りで対応せざるを得なかった。</p>	建築基準法第20条 第1項第2号、第25条	国土交通省	三重県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
867	建築審査会委員任期 を定める規定の緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	<p>建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、厳密な理論展開が求められることから、建築関係法令や行政法関連に精通した建築や法律等の各分野の専門家の方を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。</p> <p>また、本市では年間8回程度建築審査会を開催しているが、本市のような建築紛争が頻繁に起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とでは、建築審査会の開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、その内容に大きな違いがある。</p> <p>以上のことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応できることが必要と考える。</p>	建築基準法第80条	国土交通省	さいたま市
651	災害復旧事業における 採択条件の緩和 (河道の異常埋そく)	災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常埋そくの基準値の引き下げ)	<p>【支障事例】 災害復旧事業における河道の異常埋そくの採択要件は、「河道断面の3割程度以上の埋そく」となっているが、現地では3割に満たない箇所が多く、ほとんどが県単独費で実施せざるを得ない。</p> <p>【制度改正の必要性】 適正な維持管理を行うには、県単独費では財政負担が大きいため、採択要件の緩和(基準値の引き下げ)を提案する。 ※方針第3・2・(六)の「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の3割程度以上と記載してある内容を、「河道が著しく埋そくした」とは、原則として、余裕高見合い程度以上という内容に改正することを提案する。</p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第14・(二) 公共土木施設災害復旧事業査定方針第3・2・(六)	国土交通省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
58	ノンステップバス導入に係るバリアフリー化設備等整備事業補助金における計画策定の義務付けの廃止	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱により、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける場合には、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられているが、この計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>平成23年3月に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が制定され、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける場合は、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられた。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合なども同様の手続きを経て計画を変更する必要がある、地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。</p> <p>【支障事例及び制度改正の必要性】</p> <p>ノンステップバスの導入はバリアフリー化の推進に必要なものであり、これまで協議会やパブリックコメントにおいても反対意見等は出ていない。また、実際の補助額は導入費用の1割未満であり、導入計画は事業者の経営判断によるところが大きいのが実情であることから、協議会での議論やパブリックコメントを実施する有意性は低いと考える。</p> <p>さらに、当該補助制度は、平成23年度から赤字バス路線の補助金などと統合され、他のメニューと同様に計画策定が義務付けられたが、統合前の公共交通移動円滑化設備整備費補助金では計画策定は不要であったという経緯もある。</p> <p>これらのことから、ノンステップバスの導入など協議会での議論等が不適当な補助金については計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。</p> <p>なお、本県では当該補助金のみに係る協議会は書面開催とするなど事務負担の軽減を図っているが、計画策定の義務付け自体を廃止すべきと考える。</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号、第2項、第3条第1項、第5項、第75条、第77条	国土交通省	千葉県
315	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の經由の廃止(軌道法部分)	軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等に伴う、知事經由事務を廃止できるようにすること。	<p>【支障】</p> <p>本県では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項の規定により知事が行うこととされた認可に限る。)を熊本市に移譲している。なお、本件事務は、熊本市の政令市移行(平成24年度)により、道路法の規定に基づき同市内の県道等の管理が同市に移管されたことを受けて、事務の合理化を目的に25年度から移譲したものの、しかし、当該認可に伴う国への協議は、同法第252条の17の3第3項の規定により、知事を経由することとなり、十分な事務の簡素化に繋がっていない。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>經由事務が廃止された場合、市、県及び九州運輸局担当課間の文書の往復に要する期間(2〜3週間程度)が短縮されると考えられる。なお、この期間短縮については、軌道事業者(熊本市交通局)及び同市都市建設局土木管理課も要望しているところである。</p> <p>【その他】</p> <p>軌道法関係の協議に限れば、全国的にも事務移譲対象市町村数及び協議件数が少ないこと、また、軌道事業者による地方運輸局担当課との事前相談が慣例化していることから、本件經由制度が廃止されても、国の行政機関の負担増には繋がらないと考えられる。</p>	地方自治法第252条の17の3第3項(条例による事務処理の特例の効果) 軌道法施行令第6条第1項 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項	総務省、国土交通省	熊本県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
572	観光圏整備実施計画 の認定基準の緩和	「複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォーム等を設置」など、現在の観光圏整備実施計画の認定基準を緩和すること。	<p>現在、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条に基づく、国による総合的支援の前提となる観光圏整備実施計画の認定には、複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォームの設置等が要件とされるなど、要件を満たすための地域の負担が重く、広域連携の促進に向けた制度の活用が図られていない状況になっていることから、観光圏整備実施計画の認定基準の緩和が必要である。</p> <p>観光圏の認定を受け、整備を進めたくても、左記根拠法令等の欄に記載の基本方針をクリアすることが難しいため認定を諦めるケースもあり、実際、平成24年の基本方針改正後、本県内では、制度に認定された事例が皆無。</p> <p>地域のやる気をそぐ高い要件を緩和すれば観光圏を目指す地域の増加が期待される。</p> <p>観光圏内の幅広い関係者の観光圏整備事業の実施段階における連携を強化するため、観光地域づくりマネージャーで構成する観光地域づくりプラットフォーム等を設置し、同組織が、事業実施の基本的な方針の策定、地域におけるワンストップ窓口の構築及び事業のマネジメントを行うことが観光圏認定の際の要件になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易でない点が支障になっている。</p> <p>プラットフォームの設置要件を緩和する代替としては、プラットフォームの基準を満たさなくても、市町村の職員等が事務局となっている協議会等の連携組織であれば、整備事業の進行管理・関係者の調整など、観光圏整備事業の実現に向けた役割を果たすことは可能だと考える。</p>	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針 二-1-(5)	国土交通省 (観光庁)	神奈川県
457	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	<p>【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】</p> <p>国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録とその後報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。</p> <p>(参考) 神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当該でわかる範囲の約5年ごとの推移) H17:ホテル49件 旅館53件、H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館46件 なお、新規登録数の詳細は不明。</p> <p>国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5～10件程度(H25は国から依頼なし)</p> <p>【観光地域づくり相談窓口の移譲】</p> <p>観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の裁量範囲を広げる必要がある。</p>	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条	国土交通省 (観光庁)	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
576	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域を有する市町村で、域内(隣接市町村を含むことも可)の着地型旅行事業を企画・実施しようとする市町村については、旅行業法で規定している旅行業務取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。	<p>【現行制度】 旅行業登録のためには、財産的基礎や旅行業取扱管理者の選任が必要であり、人材の確保が容易ではない中山間地域の小規模自治体では旅行業登録が困難。</p> <p>【制度改正の必要性・支障事例】 中山間地における安定した地域経済の確立には、観光交流人口の獲得が不可欠である。特に中山間地は今、物から心への時代の潮流の中で魅力に溢れているが、都市部の旅行者には営業的に魅力と映らず、旅行商品の造成が可能な旅行者の参入が少ない。このような現状から、自治体が自ら地域の観光資源を活用した「着地型旅行商品」を造成し、実施せざるを得ない場合がある。</p> <p>市町村が主体となった着地型の募集型企画旅行(農村体験エコツア一等)では、旅行業登録がないことから、旅行者への業務委託や実施形態の是正を指示せざるを得ないケースが例年散見されており、委託のための新たな予算確保などが旅行商品造成を阻害する要因となっている。</p> <p>一方で、近年は地域での着地型旅行商品造成に向け新たな取り組みや提案(第3種旅行業よりも営業保証金額を引き下げた「地域限定旅行業」の創設(平成25年)や「観光産業政策検討会提言」(平成25年4月))等がされており、着地型旅行商品造成への要請は当時比し増大していることから、本提案の実現により、着地型旅行商品の更なる普及を通じた中山間地の活性化を図ることが可能となる。</p> <p>【想定される懸念への対策】 制度改正後、旅行取引の公正の維持や消費者保護の担保が懸念されるが、①要件緩和の対象を行政に限定すること②旅行業務取扱管理者の選任に代えた、相当の研修会の実施により補完されると考える。</p>	旅行業法第3条、7条、11条の2、12条の2、旅行業法施行規則第3条	国土交通省(観光庁)	長野県
770	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	国直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。	<p>【現行】 国は一定の条件のもと、予算の範囲内で港湾工事を自ら実施でき、直轄工事により生じた港湾施設は港湾管理者に貸し付けるか、管理を委託することとされている。これは、国が自ら施設の管理を行うよりも、港湾管理者が所有する施設と一体的に行った方が効率的であるからである。</p> <p>【制度改正の必要性】 その趣旨をより徹底するため、管理委託ではなく、国有港湾施設の管理権限自体を港湾管理者へ移譲することにより、国と調整することなく施設の管理及び保全ができるようになり、事務手続きが省略できるとともに、県が実施している防災、港湾振興等と連携した施策を展開することが可能となる。</p> <p>【支障事例】 国有港湾施設の管理委託契約においては、原状又は用途を変更するときは、予め国(整備局)の承認を得ることが規定されている。港湾利用者の要望により小型防舷材(1基)を設置した際には、事前協議から1ヶ月以上の期間を要しており、さらに着工は承認後となったことから、早期の荷役を希望する利用者の対応が困難となった。管理委託制度を廃止し、県への管理権限の委譲により、協議等に要する期間が短縮され、タイムリーに利用者ニーズに対応できる。</p>	港湾法第52条、第54条	国土交通省	兵庫県、大阪府

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
880	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	<p>新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園前駅からの延伸整備について、「利便性とコスト節約の両立」の観点からルート・構造の見直しを進めている。</p> <p>その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。</p> <p>こうしたことから、交通事業者(広島高速交通㈱:広島市出资比例51%)が実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。</p> <p>(詳細は別紙1を参照。)</p>	地方財政法第5条	国土交通省、 総務省	広島市
881	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業同様、連携計画事業(コミュニティ・レール化)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	<p>地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業(コミュニティ・レール化)として行う法定協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づく国庫補助を受けており、本市も負担金を拠出している。</p> <p>「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティ・レール化)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条、第17条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。</p> <p>(詳細は別紙2を参照。)</p>	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	国土交通省、 総務省	広島市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
210	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特例市のみで設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするとともに、開発審査会を設置できることとする。	<p>都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、都道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化していることが市町の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。</p> <p>【具体的な支障事例】 基準・運用の差異 都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許可できる案件に差ができています。 都道府県開発審査会との調整事務 事前協議から承認までに相当な期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。</p> <p>【制度改正による効果】 企業・人口流出の抑制 地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に歯止めを掛けることが期待できる。 事務処理期間の短縮 市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土地利用を図ることができる。</p>	都市計画法第29条第1項、第34条第1項第14号、第78条第1項、第3項	国土交通省	磐田市
221	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都市計画法第29条第1項の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。	<p>【制度改正を求める理由】 今回の法改正を希望する具体的な理由として、本市のまちづくりを具現化する視点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要と考えているからである。</p> <p>【制度改正の必要性】 現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳細を規定している。開発行為の許可にあたっては、当該運用基準に基づき様々な権限が担保されているが、事務処理特例条例により開発行為許可権限が市に移譲された場合であっても、開発行為許可基準(特に技術的基準)について、当該運用基準とは異なるところの市独自の基準を設定できることまでは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関となる蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。 以上のことから、事務処理特例条例による許可権限の移譲ではなく、法に基づく権限の付与を求めるもの。</p>	都市計画法第29条第1項	国土交通省	中津市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
429	開発行為の許可権限の希望する市への移譲	都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあっては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、としている現行の規定を、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市その他国土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市等」という)の区域内にあっては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、と改正する。(上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。)	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会へ諮問する場合、都道府県知事の権限に属する事務処理を移譲された市では開発審査会を設置できないため、県の開発審査会を利用することになる。</p> <p>しかし、開発審査会の開催にあたっては県との事前協議、県及び他市の案件との調整等が必要であるなど、開催までに4～5か月の期間を要している状況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法第34条第12号による許可を受けるケースが度々あるなど、迅速性が要求される民間の経済活動を円滑に進めていく上での妨げになっている。</p> <p>【制度改正の効果】</p> <p>希望市において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日程調整が可能となり、諮問に要する期間を2か月程度に短縮できることから、開発審査会の開催回数を増やすことや開催時期についても柔軟な対応が可能となり、民間の経済活動の活性化にもつながるものである。</p> <p>また、諮問案件は地域特有の課題に起因したものなど、ますます複雑なものとなっており、現状の開発審査会においても地域の特性、社会経済の発展状況の変化等の事情を総合的に勘案し、個別具体的に検討されているが、市の実情に精通した審査会委員を選定することにより更なる地域の実情に応じた運用が可能となる。</p> <p>【過去の検討経緯】</p> <p>過去において類似の提案がなされているが、本市は県内で最も多くの申請件数を処理している実績を踏まえ、地方分権社会の新たな担い手となる自主性・自立性の高いまちづくりを目指すため、都市計画法上での開発許可権限の移譲と開発審査会の設置主体の拡大を組み合わせた提案をするものである。</p>	都市計画法第29条第1項、第78条第1項	国土交通省	東広島市
68	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。</p> <p>都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。</p> <p>本町は、町域が小さい(19.02km²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関する行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。</p> <p>※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)</p> <p>これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全体的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。</p>	都市計画法第19条第3項	国土交通省	酒々井町

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
970	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。	<p>【制度の現状】 「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。</p> <p>【制度改正の必要性】 首都圏等に位置し、都市計画に関する行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。 都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。</p>	都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)	国土交通省	全国町村会
117	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える。「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すこととなり、策定にあたっては都道府県との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」の規定があり、住民の意見を反映する機会も設けられていることから、「都市計画マスタープラン」で定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果となる。	<p>【制度改正の必要性】 国土交通省が提唱するコンパクトなまちづくりに向かう中で、住民を中心市街地へと誘導していくと、各地区に点在する都市公園についても整理の必要が生じるが、人が住まなくなった地区の公園を整理したいという消極的な理由では、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市公園を廃止することはできないのが現状である。 については、都市公園法第16条の改正を提案する。</p> <p>【具体的な支障事例】 ①旧炭鉱地区における都市公園の取扱 旧炭鉱地区については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住宅の移転集約により近い将来人が住まなくなる状況であるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることに市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もあることから、廃止して更地とする対応が必要である。 ②長期未着手となっている都市公園の取扱 都市計画決定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などもできない状況である。</p> <p>【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、旧炭鉱地区においては、人が住まなくなった中に公園だけが残るという状況であり、景観や環境が悪化するといった議論をするレベルではない。 また、本市においては、一人当たり都市公園等面積が40.25㎡/人と全国平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、避難場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。</p>	都市公園法第16条	国土交通省	芦別市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
340	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四 地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体の条例に定める場合」とする等、条例により設定できるよう改正されたい。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条により廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置緑地を含め、老朽化し、または利用が低調な小公園が多数存在し、地縁団体や地域住民に活用されていないばかりか、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、景観悪化、災害時の防滅災機能を発揮しない等の懸念もある。本市は緩やかながら人口が減少しており、こうした懸念は今後一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園数は平成26年7月現在125箇所・約125ha。このうち、約24%（箇所ベース）が供用後30年以上経過。10年後は約4割が供用後30年を経過する見通し。平成26年7月現在0.1ha以下の狭小公園は約43%（箇所ベース）。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都市公園を供用廃止することにより、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が好転することが期待される。</p> <p>【現行制度で対応困難な理由】</p> <p>本市においても都市公園の廃止を現行法制度下で行っているが、法第十六条第一号「都市公園の区域内において（中略）都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園法運用指針（H24）によって、「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合」とされており、他の公共事業が施行される場合に限定されているため、本市が意図する都市公園の廃止については対応していない。このため、市街地整備などに伴い近隣に同規模以上の公園を供用し、法第十六条第二号を適用させない限り、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。</p>	都市公園法第16条	国土交通省	北上市
861	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件（市街地0.1ha以上）及び戸数要件（従前戸数以上）を廃止する。	<p>敷地が小規模である（建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要のあることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難）等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業（法定建替）の定義から外れることから、従前住宅（除却予定住宅）の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障（移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障）をきたすことがある。</p> <p>都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。</p> <p>敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけでなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。</p>	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条	国土交通省	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
57	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	<p>【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない、この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。</p> <p>【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。</p> <p>【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。</p> <p>【求める措置内容】 ついで、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。 なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づく「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。</p>	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項	総務省、農林水産省、国土交通省	愛知県
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なもののうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があった場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の県への提出のみとなっても、遺漏なく事務を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するためにも軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付け総行通第143号、22農振第1730号、国都地第71号	総務省、農林水産省、国土交通省	富城県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
153	都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 に関する都市計画の 決定権限に係る市町 村への移譲	都市計画法第15条において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画法第6条の2)の策定主体は都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合の策定権限を市町村へ移譲する。	<p>【制度改正の必要性】 市町村合併を経て、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域が多くなってきており、合併による市町村の広域化に伴い、これまで以上に市町村の主体性を拡大させ、より地域の実情に沿った都市づくりを実現していくことができるような制度とする必要がある。 ※鳥取県：19都市計画区域のうち、17都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結。上記市町村の広域化を背景として二重行政の解消等の観点で、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)に関する都市計画の策定権限については、「第四次分権一括法」において、単一の市町村の区域を超える広域的見地からの調整機能や関連制度との整合性が確保される場合、指定都市においては移譲されることとなった。これについて、二重行政の解消といった趣旨であることを踏まえ、上記条件を満たすのであれば、指定都市に限らずその他の市町村においても移譲すべきであるから、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域においては、マスタープランの策定権限を市町村に移譲して頂きたい。 ※都市計画区域マスタープランの策定権限が市町村に移譲された場合、国の関与(都市計画法の手続きにおける国協議～同意)が廃止されることから、より地域の主体性が拡大される。 ※市町村が都市計画区域マスタープランと都市計画決定する際、都市計画法19条3項による県協議が必要であるため、県の広域的調整は担保される。</p> <p>【具体的な支障事例】 都道府県が都市計画区域マスタープランを策定する場合は、関係市町村の意見を尊重しながら策定することとなるため、特に単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域の場合、都市計画区域マスタープランと市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町村マスタープラン」という。)とでは、基本的な方向性はほぼ同文となり、市町村マスタープランに限り地区名、路線名が記載される等具体的な地区における方向性が記述されるというのが実態である。</p>	都市計画法第15条 第1項第2号	国土交通省	鳥取県・徳島 県
771	都道府県内の供用済 の国営公園の都道府 県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	<p>【本県の状況】 本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されている。そのうち、淡路地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。</p> <p>【移譲による効果】 淡路地区ではこのように、国と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理をすることで、費用の軽減が見込めるとともに、集客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。</p>	都市公園法第2条 の3	国土交通省	兵庫 県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き同法施行令第3条第4号ア	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	九州地方知事会
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かしつつ農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。 市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っていることとあり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項	農林水産省、国土交通省、総務省	広島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
424	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること	<p>【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要の乖離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続きが供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。 植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。 工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。 雑用水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。 【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続きの簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。</p>	工業用水道事業法第2条 河川法第23条	経済産業省、 国土交通省	熊本県、福岡県
70	改良住宅の譲渡処分が必要となる国の承認権限を都道府県へ移譲	<p>①耐用年を経過した改良住宅の承認権限の移譲 公営住宅法施行令第12条に規定する耐用年を経過した改良住宅について、公営住宅法第44条第1項中「国土交通大臣」を「都道府県知事」に改める改正を行う。この改正により、国土交通大臣の承認権限がなくなるために、当該承認権限を地方整備局長に委任している公営住宅法施行規則第24条第3項の規定を削除する改正を行う。なお、改良住宅には、住宅地区改良法第29条第1項で公営住宅法第44条が準用される。 ②耐用年を経過した改良住宅への国の関与の確保 改良住宅等管理要領(昭和54年5月11日建設省住整発第6号)第16第9項(改良住宅の用途廃止に関する規定)のように、改良住宅の譲渡が完了したことの報告をもって国の関与があったものとする。</p>	<p>【制度改正の必要性】 草津市では、これまでのところ改良住宅の譲渡の実績がないことから本市における支障事例はないものの、まもなく耐用年を迎える改良住宅の譲渡に着手する予定である。ただ、改良住宅の譲渡に向けての事前協議を滋賀県に申し入れてから国土交通大臣の改良住宅の譲渡の承認を得るまでに4か月から5か月を要するとする他市の事例を確認しており、4か月から5か月もの長期間の事務手続き中に、改良住宅の譲渡を受けようとする者の気が変わり、譲渡を受けることを取りやめしてしまうことを危惧している。この危惧を解消する方法として、承認権限を国土交通大臣から都道府県知事に移すことにより、都道府県との事前協議から国土交通大臣の承認を得るまでの期間を短縮する方法が考えられる。 【制度改正の効果】 期間が短縮されれば、譲渡を受けようとする者が譲渡を受けることを取りやめるおそれが低減し、譲渡がより推進されやすくなる。また、耐用年を過ぎた改良住宅は、補助事業の目的を一定果たしており、国の関与が弱められることに合理性があると考える。</p>	住宅地区改良法第29条第1項、公営住宅法第44条第1項	国土交通省	草津市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
409	市(特別区を含む)が建築主事を設置する際の都道府県知事同意の廃止	建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とする。あわせて、同法第97条の3の規定を廃止する。	<p>建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務付け・枠付けの見直しにより、市が都市計画決定する際の都道府県知事の同意は既に廃止されており、都市計画施設内の建築許可事務についても、規模に係わりなく都道府県知事から市長に移譲されている。</p> <p>しかしながら、建築基準法第4条第3項には、いまだに知事同意の規定が残されており、市町村の主体的な取り組みを結果的に阻害している。このため、少なくとも市(特別区を含む)については、同法第4条の2の規定に基づき建築主事を設置する際の知事同意の規定を廃止していただきたい。</p> <p>ちなみに、同法第97条の3に基づき確認権限を延べ面積1万㎡以下に制限された建築主事を設置している特別区では、市並みの建築主事の設置について東京都と意見を交わしてきた(都区のあり方検討委員会幹事会)。その中で、東京都側は広域調整の必要性を主張し権限移譲を否定しているが、特別区の区域は、東京都都市計画として既に一体的に整理がされており、各特別区において当該都市計画の内容に反する建築確認が行われることは有りえない。また、指定確認検査機関による確認検査が質・量ともに年々が充実してきている状況も踏まえると、特別区に権限移譲しても過大な業務負担となることは考えづらい。特に、既存建築物を含めた地域の安全・安心といった特定行政庁業務については、延べ面積の如何に係わらず、地元自治体である特別区が地域住民に対して責任を果たしていくしかない。知事同意の規定の廃止と併せ、同法第97条の3の規定も廃止することで、具体的な権限移譲が進捗するものと期待する。</p>	建築基準法第4条第3項、同法第97条の3	国土交通省	特別区長会
35	土地利用基本計画の策定義務の廃止	都道府県に対する土地利用基本計画の策定の義務付けを廃止する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>土地利用基本計画は、五地域の範囲を示した地形図(以下「計画図」という)と土地利用の調整に関する事項を示したもの(以下「計画書」という)で構成されており、国土利用計画法(以下「法」という。)第9条第1項において、都道府県による策定が義務付けられている。この土地利用基本計画は、国土利用計画(全国計画及び県計画)を基本とするとされており、計画書はその内容を反映させているにすぎず、この点、国土利用計画があれば十分と言える。また、計画図については、個別規制法との一体性が確保されることが重要とされているが、実態としては、個別規制法による地域・区域に合わせたものにすぎないため、個別に計画図として作成する意義は乏しい。このため、全国的にも「後追い計画」との批判が多い。</p> <p>なお、本県では、個別の土地開発事業等に関する具体的な土地利用については、要綱設置した土地利用に関する庁内の会議(愛知県土地対策会議)において、部局を跨って審議することにより、個別規制法の総合調整を図っており、土地利用基本計画によらず、個別規制法の総合調整機能を果たしている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>以上のように、本県においては、土地利用基本計画を策定する意義は乏しいが、計画の策定及び変更、管理(審議会にかける必要のない1ha未満の計画図変更)についても、絶えず、個別規制法による諸計画に合わせて修正していかねなければならず、修正件数は年間100件以上ある。)に当たり、多大な事務量が生じている。</p>	国土利用計画法第9条第1項	国土交通省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
176	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への協議の 意見聴取・報告への変 更	国土利用計画法に基づき都道府県が土 地利用基本計画を策定・変更する際に義務 付けられている国土交通大臣への協議を 廃止し、意見聴取・報告へ変更する。	<p>【支障事例】</p> <p>国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要している。</p> <p>具体的には、現在の手続きフローである①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議を、①市町村意見聴取→②国への意見聴取(国意見の計画への反映)→③審議会諮問→④国への報告に変更することにより、2重の手続きが解消され約1か月間の期間短縮が図られる。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、予め調整が必要であることなどを挙げているが、都市計画法第18条の規定による都市計画決定時の市町村意見の聴取と同様に、大臣意見を聴取する制度とすれば調整は可能になる。また、審議会で意見が付された場合には、再度、国への意見聴取を行うことによって適切な計画の策定が可能であると考えられる。</p>	国土利用計画法第9 条第10項、14項	国土交通省	鳥取県、京都 府、大阪府
246	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への協議の 意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土 地利用基本計画を策定・変更する際に義 務付けられている国土交通大臣への協議 を廃止し、意見聴取へ変更する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。</p> <p>事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものとする。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係府庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。</p>	国土利用計画法第9 条第10項、第14項	国土交通省	広島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
718	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更のうち、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、農業的土地利用を図る必要がなくなったことによる農業地域の縮小(市街化区域編入)、農業振興事業の実施に伴う農業地域の拡大、林地開発に伴う森林地域の縮小、自然環境保全に伴う自然保全地域の拡大等)は、国と協議を要することとされている。</p> <p>土地利用基本計画は、都道府県レベルの土地利用調整等に関して都道府県が策定しているもので、また、計画図の変更案件については、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整を終了している。さらに、知事の附属機関である栃木県国土利用計画審議会において、多方面からの意見聴取を行っており、国との協議自体が形式的なものとなっていることが多いため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とすべきである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>計画図変更に伴う国との協議は、年1、2回であるが、案件毎に提出書類(※)を作成しなければならず、事務負担軽減の観点からも、協議事項ではなく、事後報告事項とすべきである。なお、今後は、メガソーラー事業に伴う森林地域の縮小案件の大幅な増加が予想される(平成26年度は、森林地域の縮小案件5件のうち、3件がメガソーラー事業に伴うものであり、平成27年度は、20件程度が予想される)。</p> <p>(※)提出書類:変更内容総括表、変更地域別概要、変更区域図(縮尺5万分の1)、変更区域図(縮尺10万分の1)、市町村・国土利用計画審議会への意見聴取の結果</p>	国土利用計画法第9条第14項	国土交通省	栃木県
820	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する場合に必要とされる、都道府県から国土交通大臣への協議について、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求める。	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議することとなっている。当該協議は、第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、改正後も協議が必要である。</p> <p>【支障事例】</p> <p>この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は4週間、本協議は2週間を目途としているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が図られていない。</p> <p>また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を所管する県の担当課から各省庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば地域森林計画の変更を行う場合、森林法第6条第5項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本計画の変更内容と同内容であることから、これに重ねて国土利用計画の変更時に再度、法定協議として国土交通省を通じて協議しなくてよいのではないかと考えている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。</p>	国土利用計画法第9条第10項	国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
967	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(広島県では、H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることを挙げている。</p> <p>事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものとする。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。</p>	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土交通省	中国地方知事会
36	土地利用審査会委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止	実情に即した審議会運営を行うため、都道府県知事が行う土地利用審査会委員の任命・解任に当たって、都道府県の議会の同意を不要とする。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>土地利用審査会については、私人の土地取引を規制する権限を有し、国民の財産権の制約に關してきわめて大きな影響力を持つため、その任命・解任については都道府県の議会の同意が必要とされている。しかしながら、実際に、土地取引に関して都道府県知事の許可が必要となる規制区域については、制度創設以後、指定された区域は存在せず、議会同意を必要とする理由はない。また、国土利用計画法と関連の深い、都市計画法に基づく「開発審査委員会」などにおいて、議会同意が義務付けられていないことと比べると、他の審議会との均衡を失っている。</p> <p>【現行制度の支障事例】</p> <p>議会同意に係る事務手続きは5カ月程度要し、長期間の事務処理負担を強いられる上、任期中で欠員が生じた場合、議会同意の制約により迅速な任命・解任が困難なため、審査会において適切な土地利用目的の審査ができず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。</p>	国土利用計画法第39条第4項、第7項	国土交通省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
81	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号を削除し、区域区分に関する都市計画は市町村が定めるものとする	<p>【制度改正の必要性】 現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 都市計画法による区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社会情勢のなかで設定されたもので、現在の時代とは大きな隔たりがあり、区域区分制度を画一的に適用する合理性はなくなっている。 また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が独自のまちづくりを行ううえでの阻害要因となっている。 もちろん無秩序な開発等は抑制しなければならないが、土地利用の誘導を基礎自治体が行うことができるような体制にすることで、地域特性を活かした独自のまちづくりを展開することが可能となり、地域の活性化につながるものと考ええる。 そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎自治体の責任において主体的な取り組みを行うことが必要であると考え、都市計画法第15条の改正を求める。</p> <p>【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 区域区分に関する都市計画を決定するにあたり、周辺市町との調整を図る機関が必要であると考え、関係する首長や有識者等で構成する広域調整協議会等を設立し、広域的な調整を図りたいと考えている。</p>	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	松前町
82	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることとなっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。	<p>【制度改正の必要性】 区域区分は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な種々の都市計画を定める根幹となるものであることから、本来は地域の実情及び課題を熟知した上で都市の将来像を描くことができなければ、適切に決定又は変更することは困難と思われる。 また、超高齢社会を迎えようとする中で、都市間競争の激化が想定されており、根幹的な都市計画こそ、基礎自治体である市が、自らの理想と責任において定められるようにすることで、基礎自治体各々が知恵を出し、魅力的な都市を創造することができるのではないかと考える。 よって、区域区分決定に係る権限について、市への移譲を希望するものである。</p> <p>【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 なお、県のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針があり、区域区分はもちろんのこと、市の定める都市計画はこれと整合を図る必要があることから、もし市が区域区分の決定権限を有しても、広域的な見地は担保されるものと思われる。</p>	都市計画法第15条第1項	国土交通省	新座市